

午前10時1分 開議

議長（藪野 勤君） おはようございます。ただいまから平成11年第2回泉南市議会定例会継続会を開議いたします。

直ちに本日の会議を開きます。出席議員が法定数に達しておりますので、会議は適法に成立いたしました。

これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において4番 市道浩高君、5番 大森和夫君の両君を指名いたします。

次に、日程第2、前回の議事を継続し、一般質問を議題とし、順次質問を許可いたします。

まず初めに、22番 林 治君の質問を許可いたします。林君。

22番（林 治君） おはようございます。日本共産党の林でございます。質問通告に沿って市政上の問題について、大綱3点にわたり質問をいたします。

さて、今国会において、自民党、自由党、公明党が数の暴力でガイドライン法、いわゆる戦争法を強行しました。しかし、これはどんな政府にも、また国会のどんな多数派にも、主権者である国民の意思を問うことなしに、憲法を踏みにして日本が戦争に乗り出す法律をつくる権限はありません。

5月18日、日本共産党の要請に応じられました海員組合の平山誠一さんが参議院の公聴会で発言しました。第二次世界大戦、朝鮮戦争、そして中東でのイラン・イラク戦争など大きな犠牲者を出した痛切な経験に基づいて、政府の後方支援だから戦争ではないという議論が現実離れた机上の空論にすぎないことを指摘し、日本の船員が砲弾の雨の飛び交う戦場の海に再び動員されることは、絶対に許さないと決意を述べられました。これは多くの国民の気持ち、考えを代表したものであります。

ところが、小淵首相は、この法律のことを、むしろこれは平和確保法案などごまかし続けてきましたが、自民党と連立を組む自由党の小沢党首は、ガイドラインは戦争に参加する話、そんな大

事なことを全くいいかげんなうそをついてごまかそうとしている。その政府自民党の姿勢に問題がある。国民をだましてはいけない、と言っており、政府与党の中でのこんな食い違いをそのままにしてのり押しは、絶対に許されないものであります。

しかも、この法律は国民や地方自治体の不安や懸念、疑問に答えないまま、アメリカの戦争に自治体と民間を動員し、日本列島全体を米軍の発進基地、一大補給・兵たん拠点にするものであります。

住民の安全、健康及び福祉の保持を本来の仕事とする地方自治体にそれとは無縁の軍事協力を強要することは、地方分権を一方で掲げながら、地方自治体の持つ権限や地方自治体の自主的な判断を踏みつぶすことであり、地方自治そのものを否定し、破壊するものであります。一たん周辺事態となれば、自治体と民間の動員は強制となり、国民生活と権利は脅かされます。

米軍基地を持つ14の都道府県知事連絡協議会は、5月20日の緊急要請で自治体の協力内容、手続、期間など何ら規定せず、すべて政府に白紙委任することへの重大な懸念を訴えています。日本共産党は侵略戦争反対を貫いた平和の党として、いかなる場合にもアジア・太平洋地域におけるこの戦争法の発動を許さない闘いを国民の皆さんとともに進め、平和を願う主権者の国民の意思として、この戦争法そのものを廃止することを目指して、これからも奮闘するものであります。

私はこうした立場から、まず大綱第1、関西国際空港問題に関連してお尋ねいたします。

その第1点目として、ガイドライン法に関連して、関係機関からの何らかの説明や資料等の伝達等がこれまでに市にあったのかどうかをまず確認をしておきたいと思っております。そして、非核平和都市宣言を進めてきた泉南市として、関西空港の軍事利用について、あくまで明確に反対すべきだと思っておりますが、改めて市長の見解をお尋ねしておきます。

次に、第2点目の空港関連事業とまちづくりについてお尋ねいたします。

市はこれまで関西国際空港の地元市をキャッチ

フレーズに、臨空都市泉南としてさまざまな事業を進めてきましたが、空港関連事業という位置づけとその財政問題についてお尋ねいたします。

その1つは、市は国の第2期事業に関連して地域整備について財政支援を求めています。どのようなことを考えておられるのか、具体的に示していただきたいと思います。

その2は、またこれまで空港関連事業と位置づけしてきたものは、これからも同じ位置づけなのかどうか。

その3は、このたび大阪府が50億、関空が1億円とした地域支援策について、これは簡潔に御説明をいただきたいと思います。

大綱第2の環境問題に関してお尋ねします。

昨年以來、我が泉南市の山間部にオオタカの生息が確認され、市や府の事業、そして国、公団の事業との関係が大きくクローズアップされてきております。我がまち泉南は、山あり海あり自然環境に恵まれた住みよいまちであります。特に、地域の半分以上を占める約2,500ヘクタールに上る山間部の緑を守ること。森林の生態系や森林の持つ防災・治水機能、そして景観など、これらの自然環境の保全を図ることの大切なことをオオタカ問題は改めて教えているのではないのでしょうか。それは、オオタカが食物連鎖の頂点に位置するアンブレラ種としても注目されているからであります。

まず第1点、去る5月26日、市は農用地整備公団に対しオオタカの生息調査を申し入れされておりますが、どのような調査を要請されたのでありましょか。既に御存じのように、環境庁は「猛禽類保護の進め方」というガイドライン——これはよいガイドラインであります。このガイドラインをこの問題で示されております。自然環境保全とオオタカの保護、生育、繁殖を図る立場からの調査を進められるのかどうか、お尋ねいたします。

その2は、市の農業公園事業や府のかるがも計画の中でも具体的な対応が求められているものと思いますが、どうでありましょか。

その3は、市として本年度予算の150万の自然生態調査は、当面資料収集ということでありま

すが、同時に一般的に必要なといえば、自然生態系には数知れない動植物の研究が必要となるでしょうが、猛禽類の希少性の高いオオタカ自身の調査は、その種の生存を保障することで、おのずから多数の種の生存が確保される生態的ピラミッドの最高位に位置する食物連鎖の頂点にある肉食動物として、その調査が求められていると思いますが、市長の見解もこの際お聞かせを願いたいと思います。

また、市の総合計画の中で、特に鳴り物入りで打ち上げた国際森林公園構想は、今もその具体化を進める考えなのかどうかをお尋ねしておきます。

大綱第3の泉南聖苑計画についてお尋ねいたします。

私は、昨年9月定例会においての質問に続いての質問となりますが、平成10年度は環境アセス、基本設計等を行うと御答弁がありました。そして、市は昨年、大阪府に対し市の中心的事業の中に、市営火葬場及び斎場の整備に対して、法手続への協力と財政支援を関西国際空港の第2期事業に関連して大阪府に要請をいたしました。これについて府も、市の事業が円滑に進むよう解決に向け調整を図り、事業の進捗が図られるよう対応する旨の回答が既に寄せられているところであります。まず、その進捗状況についてお尋ねをいたしたいと思います。

この問題は昭和31年、町村合併で泉南町が発足してから今日まで、樽井、岡田地域の火葬施設は、環境上も劣悪な施設と言っても過言でない状況での運転で、特に樽井地域では、言うまでもなく周辺地域に住宅地があり、また府立高校という教育施設もあります。現状のままではというよりも、日々劣化する施設での運営は、放置できない状況であります。

また、樽井地区での斎場建設問題も絡み、市の対応が市民生活にも大きな影響を与えていることをかんがみまして、この問題について市長からも御答弁をいただきたいと思います。

以上、大綱3点についての質問であります。御答弁の内容によって、自席から再度質問をいたしたいと思います。どうかよろしくお願ひいたします。

議長（藪野 勤君） ただいまの林議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 林議員の御質問の中の関西国際空港に関連いたしまして、特に関空の平和利用ということについて御答弁を申し上げます。

この御質問については、過去、平成8年、9年、10年のそれぞれの議会で同様の御質問もちょうだいをいたしているところでございます。

御承知のように本市におきましては、御指摘ありましたように非核平和都市宣言がなされております。その中身の文言の中に、もちろん非核のことも書いてあるわけでございますが、中段に、本市においても日本国憲法に掲げられた恒久平和主義の理念を市政に生かし、継承していくことが地方自治の基本条件の1つである、というふううたわれております。こういう都市宣言の重みというものを十分かみしめながら、私といたしましては、関西国際空港の軍事利用ということについては、以前から反対の立場を表明しているところでございます。

御承知のように関西国際空港は、地元合意のもとで、なおかつ民間活力の導入によりまして、地域、地元も参加してつくられた空港でございます。いわゆる地元と共存共栄することを前提としてつくられた空港でございます。したがって、当時から軍事利用ということは全く想定もされておりませんし、いたしてもおらなかったわけでございます。そういう経過も踏まえまして、そのような軍事利用ということについては反対の立場でございますので、改めてこの場で申し上げたいというように存じます。

それから、オオタカに関連しまして、細かい内容は担当より答弁させますが、今回予算化しております動植物調査、自然生態系調査につきましては、なかなかかなりの範囲、広範にわたっておりますので、単年度で調査を完了するということは到底不可能でございます。継続的にある一定期間にそれぞれの分野について調査を進め、最終的に集大成するということが必要であろうかというふうに思っておりますので、今年度を初年度といたしまして、継続的に予算措置も含めて行いまして、調査を進めてまいりたいというふうを考えて

いるところでございます。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 林議員の質問のうちガイドライン法に関連いたしまして、関係機関から何らかの説明、資料の伝達があったのかという質問でございますけれども、国会の方では、これまでいろいろ議論をしておりましたガイドライン関連法が5月24日の参院で可決をされまして、成立をいたしております。本来、国益、国防の問題につきましては、本質的には国の専管事務の1つでありまして、このガイドライン関連法も国の責任のもとに検討、論議の上、成立したものであるというふうに考えております。

しかしながら、この関連法において、「国以外の者による協力等の項目」があり、「関係行政機関の長は法令及び基本計画に従い、地方公共団体の長に対し、その有する権限の行使について必要な協力を求めることができる」ほか、「国以外の者に対し、必要な協力を依頼することができる」となっておりまして、これらに関する具体的な内容や手順等につきましては、法成立後3カ月以内に一定のマニュアルを整えるというふうにいわれております。

このような状況で市といたしましても、単に国政レベルの問題と一言で言い切れないような状況でございます。府を初め関係機関にも情報収集を図るとともに、マニュアル等を入手いたしまして、今後の動向を見守ってまいりたいというふうを考えております。

次に、環境問題の中で、国際森林公園構想の関係があったと思います。その分でございますけれども、本市の山間部では、関西空港を前面に控えまして緑豊かな臨空都市として長期展望の位置づけといたしまして、森林本来の持つ機能を十分に生かした山間部の開発ということで、国際森林公園構想を立てておるところでございます。

現況といたしましては、これらの計画のもとに市民の里につきましては、ある程度の整備が進められておりますが、残る部分についても、一部堀河の上流で名称が変わっておりますけれども、ふれあい自然塾等の事業が随時整備されているところでございます。

今回、オオタカの発見、営業という状況下で、今後これらの計画との整合性の問題でございますけれども、このオオタカの問題は、今後予定されております生態系の調査等の調査結果が大きく左右することございまして、今後十分調査結果等を尊重した中で、自然環境にも配慮した中で、将来のこの森林公園構想の中の事業計画について、検討していかなければならないというふうに考えておるところでございます。

ただ、現況といたしましては、市民の里につきましても、これ以上の拡大ということは今のところ考えておらないと。現状では既に埋め立てしたところについての開発工事のみでございますから、当分の間は今のところ延期をいたしておるという状況でございます。ですから、この調査が出た段階で、市としてもこの公園の中の今後の整備については、十分精査した中で計画的に立てていくという考え方でございます。

議長（藪野 勤君） 中村空港対策室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） 空港関連事業とまちづくりの御質問のうち、特に地域整備について財政支援をどのように行っていくのか、それと関連いたしまして、このたび明らかとなった財政支援策についてはどうなのかということがございましたので、後で答弁でつけ加えさせていただきます。

財政支援につきましては、今年3月4日に関空2期事業関連次期整備の要望書というものを大阪府に提出いたしました。この中で、りんくうタウンの早期整備から環境保全対策までの大綱7点にわたってこれは構成されておりますけれども、その5点目に、本市事業に対する財政支援として、府補助金の重点配分、貸付金制度などの財源措置、また幾つかの事業については、特段の配慮をされたいということをおっしゃっていることは、御承知のとおりだと存じます。

この要望書の提出後に大阪府との協議を行いました。あるいは折衝と言ってもよろしいんですが、この中で示されました回答案の中で、起債等について配慮したい、あるいは起債等さまざまな角度から検討してまいりたいというような文言がございました。

そのときに、その「起債等」の「等」とはどうかということをお聞きいたしましたところ、大阪府は、関空1期時には特別貸付金制度に空港関連事業分があったが、それも平成9年度で終了した。関空2期対応として、今後新しい財政支援策を考えている。それは基金を設置し、そこから各種の事業への補助を考えているということをお明らかにしたわけでございます。

そして、要望書に対する正式回答が3月の16日になされました。その中で、泉州地域の市、町が行う空港とともに発展するまちづくりの主体的な取り組みを支援するため、その方策の検討を現在行っているところであるということがこの回答書の中で示されておることも、御承知のことだと思います。なお、これらのことについては、回答受領後の3月24日に開催いたしました本市市議会の空港問題対策特別委員会において、遠藤助役から説明の中で触れさせていただいているところでございます。

その後、大阪府は、検討を重ねた結果、関空2期事業に対応した地域振興策を財政的に支援する方策を確立し、この22日、つい先日でございます。泉州9市4町に提示されたという経過がございますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

それで、関連いたしまして、この22日に示された財政支援策はどのようなものかということでございます。できるだけ簡潔に説明申し上げます。

これは泉州9市4町、関空協——正式には泉州市・町関西国際空港対策協議会と言いますけれども、そこに初めて示されたものでございまして、趣旨、目的は、地域と共存共栄する空港づくりという関空の建設の理念の実現に向けて、泉州地域の均衡ある発展を図るため、泉州9市4町等が行う空港関連のまちづくり事業等を支援するというもので、2つございます。1つは、大阪府が拠出する資金をもって関空協が設定する公益信託によって行われる支援。もう1つは、関空会社が行う支援、この2つがでございます。

1つ目の大阪府の支援策ですけれども、これは大阪府が関空協に50億円をまず拠出いたします。この50億円は、用地造成会社が大阪府に支払う

埋立免許料、そこからの資金を財源とするということでございます。関空協がその資金を継続的、安定的に運用するために、そして事業の推進を図るために、信託法に基づく公益信託——仮称泉州地域振興基金、これを設定いたしまして、この基金から関空関連のまちづくり事業を支援するというものであります。支援金額は、当初の10年間は毎年4億円と運用益、これを取り崩していきま。そして、10年かかりますと10億円残ります。その10億円の運用益をその後10年間以降は長期的に使用するということになっております。

支援対象事業は、9市4町等が実施するハード・ソフト事業となっております。この「9市4町等」の「等」とはどういう意味かと申しますと、これは単独でも結構、広域的に幾つかの市、町が集まってやる事業でも結構ということでございます。

次に、関空会社の支援策です。これは毎年1億円を限度として、9市4町等の事業を支援するものであります。これはソフト事業に限られまして、一番目の大阪府の出資による公益信託、この補助事業でもあるということが条件となっております。対象事業の選定、助成率あるいは助成額等の詳細については、今後それぞれの支援策の中で委員会が設定され、そこで決定されるということになっております。

なお、大阪府は関空協の同意が得られれば、9月の定例府議会に補正予算案として上程し、できれば今年度中に基金設立、そして事業実施に持っていきたいという意向が表明されていることを最後に付け加えさせていただきます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方から、空港関連事業のまちづくりのうち、これまで空港関連事業と位置づけしてきたものは、これからも同じ位置づけかということでございます。この点につきましてお答えさせていただきます。

本市では、空港開港に伴いましてここ数年間、道路整備や下水道事業などの都市基盤整備を積極的に進めてまいり、一定の成果を得ることができたと考えております。また、1期事業によります大阪府の財政支援は、御案内のとおり平成9年度

で一応終了となっております。

空港関連事業の位置づけでございますが、第1期事業におきましては、空港対策室では空港に関連する地域整備については、すべてを包含して空港関連事業として位置づけておりまして、財政サイドにおきましては、大阪府市町村施設整備資金貸付金、大阪府市町村振興補助金の対象事業のみを位置づけしてきてございます。その点に相違がございました。

御参考までに申しますと、ソフト面を含めまして、広義にとらえて昭和62年から平成9年までの11年間の合計で空港関連事業といたしましては、これは空特委で配付してございますが、一般会計で222億、下水道会計で301億、合計523億でございました。

また、この間、府関係のでございますが、これも62年から平成9年度まででございますが、市町村の振興補助金が全体では14億3,200万、うち空港分が6億450万、施設整備貸付基金の方は、全体としては75億7,300万、空港分といたしましては49億3,900万。この内訳でございますが、この空港分の内訳は、一般分といたしまして31億5,300万、下水分が17億8,500万ということでございます。

また、この間空港の税収でございますが、平成4年から平成9年の6年間で120億でございました。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 泉南市域内での事業とオオタカの保護の対応についてお答えを申し上げます。

まず、農業公園事業とオオタカの保護との関連でございますが、事業とオオタカとの共存を図るという基本的な考えのもとに、保護団体の方々のアドバイスをいただきまして、工事工程等の調整、また現場事務所の移設、大きな音の出る工事等を控えておりました。オオタカの繁殖に影響を及ぼさないよう、可能な限りの配慮をしまいつておるところでございます。

今後の事業推進に当たりましては、引き続きまして営業期間において大きな工事を控えるとともに、大阪府、また専門家等と協議を行いまして、

対応について検討を加えていきたいと考えております。

また、もう1カ所の生息地とされる場所は、泉州東部区域農用地の整備事業でございまして、基幹農道の計画地付近でございます。本事業地への対応につきましては、本市の山間部の自然豊かな環境にも配慮した事業実施の観点から、オオタカとの共存に向け、事業主体である農用地整備公団に対して、必要な調査及び検討を行っていただけるよう、先ほど議員からも御説明がございましたが、要望を行いました。このような市の意向を受けまして、大阪府からも公団に対して調査の要望をしていただいております。

農用地の整備公団におきましては、現在オオタカの生態調査を行う方向で調整を続けていただいております。泉南市といたしましても、今後生態調査の事業に参入をさせていただくとともに、オオタカの生息と基幹農道が共存できるよう事業主体に対して要望を行ってまいります。いずれにいたしましても、市内での公共事業でございますので、オオタカの保護と共存できるという確信のもとに事業に慎重に当たっていきたくと思っております。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 林議員の泉南聖苑計画につきまして御答弁申し上げます。

泉南市聖苑計画につきましては、平成8年3月、泉南市墓地公園建設調査報告書を策定いたしております。また、平成8年度に墓地公園及び葬祭場の建設候補地を選定し、周辺地区で説明会を開催しまして協力要請を行っております。

その後平成10年3月には、仮称泉南聖苑基本計画説明書を策定いたしました。それに基づきまして、平成10年8月28日には金熊寺区民センターにおきまして、六尾及び金熊寺区の地元役員に説明を行っております。また、同年9月3日に岡中老人集会場において地元役員に説明を行っております。その後、平成11年1月21日には再度金熊寺区の地元役員に説明を行った後、2月23日に金熊寺区民の希望者に先進地の視察に参加をしております。また、本年5月の12日には、六尾区民センターにおいて説明会を開催

させていただきましたが、現時点では周辺地区の御理解を得るまでには至っておらないところでございます。

この事業の実現につきましては、周辺住民の方々や関係地権者の御理解、御協力が必要でございますので、今後とも精力的に御理解と御協力が得られるよう順次進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） まず、ちょっと答弁漏れもありますので、そのことから改めてお尋ねをしておきたい。

私は質問の中で、特に昨年大阪府への要望は基本的にいいんですが、ことしまだ出しておらないんですけども、国への要望書ですね。この中で財政支援について市として今求めておって、これは空港委員会でもまだ議論してない分ですが、国への財政支援ということの中身を簡潔に一言、何を考えておるんか、私も考えがありますのでお聞きしたいと、こう思っています。

議長（藪野 勤君） 中村空港対策室長。

市長公室参事兼空港対策室長（中村正明君） お答えいたします。

先日も空港問題対策特別委員会が開かれまして、関空会社の要望については承認といいますが、同意をいただきました。できるだけ早目に市長、それと議長、空特委員長の3者連名による要望書を提出したいと考えております。

国への要望は、そんなに遠くない時期にお示ししてるわけですけども、朗読しただけで内容の審議にまだ至ってないということでございますけども、こちらの考えておる国への財政問題については、現在大きい問題と感じておるのは、やはり税制上の軽減措置でございます。関空会社あるいは関連事業者に対して、各種の優遇制度が実施されてきたという経過がございます。

既にそのような軽減措置が期間切れ等によってなくなっていったわけですけども、やはり基本的には、例えば直接航空の用に供する滑走路なんかは2分の1というようなことで非常に大きな問題でありまして、市に本来入ってくるべき貴重な

財源をやっぱり失っているというようなところもございまして、その辺はやはり市として正当に申すべきものは申していきたいと、そう考えております。これはまた、空特委の方で御審議いただくわけですが、基本的にはそのように考えております。

議長（藪野 勤君） 林君。

22番（林 治君） 時間の関係もありますので、若干はしょってやります。

まず、市長、関空の軍事利用については、改めて反対を表明されたことについては、私は積極的に評価をしたいというふうに思います。当然、地方自治体として市民の平和な暮らしを守っていくという点での責任は、大きいものだというふうに思います。

ガイドラインの問題については、結局は地方自治体にいろんな協力を實際上強制するようなことになるわけですから、本来、法律案を提案する前にも、政府は地方自治体にきちとした説明をすべきなんですありますが、實際上それはなかった。後は強制するだけだと。

これは、例えば今の財政支援のことでそうなんですが、国会で自民党によって勝手に法律をつくられて、泉南市の固定資産税のいわゆる課税権限を勝手に奪ってしまう。こうして今も4億数千万の市の税収が閉ざされた。こういう地方分権を一方で叫びながら、一方では地方自治体の権限を、自主的な判断を奪ってしまう。これは全くひどいものであります。私は、こういう不法なことは許さない、そういう自治体としてこれからも頑張らなければならないというふうに思います。

それから、空港関連事業の問題について、時間の関係もあるのでなかなかあれなんです、今市の方は、これまでの空港関連事業、例えば10年度には空港関連として位置づけていたものも全部、例えば大阪府はいろんな貸し付けとか振興もいろいろ含めて一切ゼロになったでしょう、支援はこれまでのものが。

だから、今私はちょっと気に——ちょっとどこか大分気にしてるわけですが、この間、中期的財政展望というのについて市の方から発表がありました。この内容、いわゆる市の財政状況の問題

を見ますと、これから平成14年までの財政予測を行うと、投資的経費を一切見込まない場合でも、義務的経費や下水道繰出金等年々増加するなどで、平成14年度で約14億円の財源不足が予測されるというふうに、この市の方で出された中期的財政展望……。

しかし、投資的経費をどうしてもやらないかんものを仮に3億入れて、しかも基金も毎年——今年度も6億ですが、6億ずつ、今20億あるのを取り崩していっても赤字になる、こういうことで、大変もう目の前にこのままでいくと大変な財政破綻が来すということはこの市の方の財政予測で出されておるんですが、私は空港関連事業として幾つかの事業を市の方は発表しています。これらの空港関連事業を具体的に進めていくとすれば、今の財政状況の中で果たしてできるのかどうか。空港関連事業と位置づけても、果たしてそのままです。こうした事業がやっていけるのかどうか、大きく疑問に思うものであります。

例えば信達樽井線、和泉砂川駅再開発、市営斎場問題、それから農業公園やるかも計画、そこへもってきて、最近では基幹農道と、そしていわゆる圃場整備がありますね。そのほかここには、大阪府との昨年空港問題でやった主な事業の要請だけではなくて、例えばもう既に同和問題で、特別措置法がなくなった今日も、一般財源だけで10年度だけのトータルでも約2億4,000万近く一般財源を使っていますね。9年度の決算でもそうですが。

だから、そういうふうに見ますと、これらの事業について果たしてやっていけるのかどうか。一体こういう空港関連事業ということで、今までどおり位置づけてこれを進めていく。果たしてできるのかどうか。ちなみに、先ほど空対室長から説明がありました大阪府から50億、関空会社から毎年1億、これ全部泉南市にくれるんやったら、まあまあ何とか見通しもつくように思うんですが、どうも勘定してみますと、これは泉州——堺市から以南ですね。全部の市や町にまとめてということありますから、私ちょっと人口比で計算してみますと、1人当たり236円ぐらいなんです。泉南市は、4億円だと人口比で割ったら1,500

万円ぐらいしかもらえないんです。それは市長が手練手管というか、力を発揮して15億ぐらい毎年取ってくれば別ですけども——10億やない、毎年4億ですから全部取っても4億ですけども。

だから、そんな1,500万円、そら私個人がもうたら大変大きいんですけども、泉南市というこの自治体として1,500万円というと、財政的には実際上潤えるような、事業が円滑に進められるような財源になり得ないんですね。

そういうふうには考えますと、この大阪府の鳴り物入りの財政支援も、市の今当面している事業を全体としてやっていくという上では、これはもう今のむしろ市の中期展望との兼ね合いでいけなと思うんです。これ、空港関連事業として位置づけるものも位置づけられないものもありますが、そういう点では大変ではないかなと。

こういった点について、どういうふうには——これから事業として5年かかるものもあれば10年かかるものもあるとか、いろいろありますよ。例えば信達樽井線も、これはなかなかまだまだ具体化のいかな問題もありますが、私ざっと計算すると、全部で230億ぐらいのものになります。そのうちに一般財源というか、市が直接補助金やなんか抜いてでも相当な金額になるんですよ。こういったことをどういうふうには考えておられるのか、まずこの点お尋ねしたい。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 議員御指摘のように、今後の本市におきます主要事業をいかにして遂行していくのかということは、それは大変な課題でございます。そういうときに、1つの目安としてでございますけども、今お示しの中期的財政展望の2ページにも記載してございますが、投資的経費は平成元年で33億ございました。それが最盛時、平成7年、8年では60億以上という規模であったわけでございます。その後、昨今の財政危機の中で抑制してきてございまして、平成10年には18億でございまして、平成11年度の当初予算におきましても18億8,000万ということになってございます。このあたりのラインが、今後1つの維持していくべきラインになるのではないかと、1つの目安になるのではないかと考えてご

ざいます。

具体的に11年度の事業で申しますと、空港関連でございます農業公園とか、砂樫におきましても7億5,000万程度起債してございますし、また小学校の施設整備にも3億7,000万というふうな計上をしております。そういう中で、一般財源では6億6,000程度、また公債費の関係でございますが、平成11年度当初では地方債発行額は6億4,000程度ということになってございます。中期展望の中でも一応今後の1つの目安としまして、毎年一応一般財源の投資額として、6億から7億ということをして1つの目安としてございすし、そういう点からいけば、この予算規模が1つの今後のラインとして考えてもいいんじゃないかと思っております。

そういう中で、主要な事業につきましては、先ほど議員も御指摘ございましたが、それぞれの事業によってはスパンがかなり違います。その辺を見きわめながら、ひとつやりくりしていく必要があるのではないかと考えております。

議長（藪野 勤君） 林君。

2番（林 治君） 私、事細かに財政問題に入ろうとは思わないんですが、空港関連事業ということで、こういった格好でいろんな事業をこれから進めるんだということで、対外的にも発表して絞り込まずにやっておると、事態は大変深刻な事態を呼んでると。例えば、学校施設の問題1つ見てもそうでしょう。向井市長になってからさきの4年間では、前の平島市政のときでも年間約4億から4億7,000万のものがわずかに1億4,000万足らずになってしまった。今年度がようやく信達小学校の体育館等を含めて4億円足らずふえましたけど、この財政状況の中では、来年度から3億円ぐらいに一般財源を絞るようないわゆる事業内容にしていくとなれば、これすらまともにはできない状況、すべてほってでもできない状況になるでしょう。

この辺は一体、財政的にも大まかに見て、今のままではだめなんで、空港関連事業なんかを今回のように国や大阪府のまともな支援もなしに、こういう第2期事業発足に当たって、いろんな事業を進めていくということそのままで考えておる



となれば、ますます大変な事態になるのではないが。結局、来年度からの介護支援のことも含めて、もう今待たなしの状況にあるにもかかわらず、ここにすべてをつぎ込むような今の大阪府や国への対応では、私は大変な事態になるということを特に警告しておきたいんです。

この点について市長、市長自身こういった問題についてどうお考えなのか。市民に対して、できないものもできるようなことをあれこれ出していくこと自身も、これはぐあいの悪いことなんでね。大阪府への要望の内容のときにも言いましたけれど、もっと実際上具体的に市の財政が確保できるようなそういう国への支援策、また不当な国での市の財源を削るようなやり方を正していくとかいうことに立たない限り、私は何もできなくなるというように思うんですが、その点どうですか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 先般お示しをいたしました中期的財政展望でござんいただいたとおり、非常に厳しい時がしばらく続くというふうに思っております。その中で、御指摘ありましたように投資的経費のいわゆる優先順位といいますか、これについては再度その歳入に見合う中で、もう一度チェックをしていかなければいけないというふうに思っております。ですから、休止する部分あるいはスローダウンする部分、しかしながら、ぜひともやらなきゃいけない部分ということで、再度厳しく見直しをしていきたいというふうに思っております。

そこにお示しをしております投資的経費の中には、現在進行中の街路事業を含めているんな事業についてはカウントをしておりますけれども、御指摘ありましたような教育施設等、今後老朽化してくるということもございますので、そういうことも加味しながら、今後はさらに歳出抑制に努めていく必要があるというふうに考えております。

それから、国に対しましては、1つは今の税財源の配分という問題について、必ずしも大都市に配慮されたものではないということで、東京都初め神奈川県、愛知県、大阪府等々大都市の財政が大変厳しいという中で、大阪府と一体となって、

これらの抜本的な見直しということを国に対して要望をいたしております。

あわせて、さっき披瀝ありました関空に対しまして免除されております固定資産税等の廃止ということも、引き続いて要望していく覚悟でございますので、ぜひこの際私ども行政と、そして議会と一体となった取り組みをさせていただきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 林君。

2番（林 治君） そのことに関連してあと一言だけ、市長、ずっと以前も言いましたが、例えば成田の場合は、今もたしか継続しているはずですが、いわゆるかさ上げ法と通称言われている地域整備の財政支援策ですね。これがやられてるんですよ。だから、確かにいろいろ違いはあったとしても、空港関連事業としていろいろとやらざるを得なくなった事業もありますし、私はそういう点では、政府に対しては、そのことを求めることと、同時に国のいわゆる政策的減免をやった分については、交付税で返せということも言うぐらいのことでなければ、私は市の財政を守っていけないんじゃないかなというふうに思います。そのこともあわせて言っておきたいと思うんです。

次に、特にオオタカ問題にかかわって、もう時間もなくなってきたんですが、国際森林公園構想がたしか一とんざしてるように思いますし、私はあれを強行するようなものではないと思うんですが、もしそういうものを今も思っておるんなら、泉南市の本格的な――市長は、継続的に調査していくどころでないような、今の段階では、全体的な調査も資料収集段階に終わらない調査を具体的にやらなければならないことになると思うんです。

そうでないとしても、今いろんな調査がありますが、いろいろやろうと思ったらいろんなことやらなあかんと思いますが、1つ今、オオタカ問題がこういうクローズアップされてる中で、そのこと自身の生態調査も、これは外国に比べて日本では立ちおけている分野の1つらしいんですが、市としても事業との兼ね合いを含めて、特別にこれへの対応を図っていくことが非常に大事ではないかなというふうに思いますし、特に公園の調査

にも市としても参入できるということでありますので、私は参入される際には、そういう点を含めてオオタカの保護や生育、繁殖、このことを見たと上の調査を要請すると。

その中で、私は市や府の事業も含めて一言で言いますと、仮に事業が完成した後、どういう利用の仕方が——これはだれも市民が使わないものを作るということじゃないわけですから、どういようなことが起こり得るのか、そのことも含めて、そのことがオオタカの生態系にどんな影響を与えるかということについても、きちっとアクセスなしにこれは事業を始めてはいけなと、こう思うんです。その辺も含めて調査については、全体として公表をいただくように、これからもそのこともお願いしておきたいと思ひます。

それから、さっきの財政問題と絡みますが、特に公団の基幹農道の建設は、市に約7億ほどの地元負担金を強制することになってくると思うんです。市の側で選択の余地なくやられると、これは財政的にも先ほどの状況ですから大変な事態です。こういうことでは、私は中止も含めて、もっと国が47億ほどの金を泉南市の農業支援に、好きなように使ってくれと言うて出してくれたら、恐らく泉南の担当部課長はもっとよいものを何か考えるというように思うんですが、そういうことも含めて、市長としての見解をお示し願ひたいと思ひます。

それから、泉南聖苑の問題ですが、周辺地区の理解をという話ですが、私は一定の見通しをやっぱりきちっと立てないと、先ほど言いましたように、もう昭和31年から、これ何十年になるんですか。44年ですか。これもずっと樽井のを使ってるんです。しかも、施設の整備もなく、またされたら困りますし、いろいろあります。だから、一体どう考えてるんか。これは担当者任せやなしに、市長自身もどう対応するのか。ひとつこれは見解を述べていただきたい。どうするのか。私、いわゆる基本設計ですが、去年やってるはずなんです、そのことはまた後でお尋ねしますから、そういうことを具体化するために一体どうするのか。これはひとつ市長の方から、時間の関係もありますので、お答えいただきたいと思ひます。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） まず、オオタカの生息調査ですけれども、今回農用地整備公団でやっていただける内容につきましては、昨日新聞発表さしていただきましたけれども、専門の学識経験者等を入れまして、かなり長期にわたりまして、営巢の状況、それから求愛期、それと巢立ちまでの間、こういう一連のオオタカの行動等が把握できるような調査をしっかりとした委員会を設けてやっていただくということになっております。これについては、我が方は費用を負担いたしません、調査内容の中身については、当然市も参画をしてさしていただくということでございます。

それから、広域農道のことでございますけれども、これは山間部の農用地整備とあわせまして、基幹農道として河内長野から泉南市まで一貫して通る農道でございます。特に、泉南市の中山間部につきましては、非常にそういう交通アクセスが悪いということもございしますので、農用地の整備とあわせまして、これらの解決にもつながるといふうに考えております。これにつきましては、農用地整備公団で全部完成までの間、立てかえ施行ということになっております。もちろん、将来返済ということが生じてまいります、ピーク時につきましては超えるといふうに考えております。

それから、墓地公園、それから斎場、聖苑の問題でございますけれども、今懸命に地元の皆さんの御理解を得る努力をいたしてあります。何分なかなかすぐにお受けいただけるようなものでもございませので、やはりこれは我々が一生懸命努力をして、一つ一つ理解をいただいて合意を形成するといふのが必要かといふうに思ひますので、若干時間のかかる分は、これはやはりお許しをいただかないといけなといふうに思ひしております。

ですから、3地区ありますが、それぞれの事情も違ひますので、今懸命にその努力をいたしてるところでございます。できるだけ早く理解をいただいて、都市計画決定に持っていくといふうに考えております。

〔林 治君「あと何分ぐらいですか」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） あと2分ぐらい。林君。

2番（林 治君） 市長ね、2つですが、1つは当初私の質問に御答弁いただいたときに、オオタカ問題では保護団体と協力してということだったんですが、私は今後公園だけやなしに、市としてもこういった保護団体の意見もよく聞きながら、その調査をどう進めたいかということについても御検討いただきたいと思うのが1点で、それから今の泉南聖苑問題について、市長自身もこういった住民との対話の中に足を運ばれているかどうか、その点を改めて確認しておきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目のオオタカのうちの農業公園の方は、今大阪府と一緒にしまして、その保護団体の方の御意見を聞いて当面やれること、例えば工事現場は既に移転したとか、あるいは工事を今現在はストップしているとか、そういう措置は行っております。今後の対応については、今そちらの方については、大阪府と泉南市でどう対応していくかということを協議をいたしている最中でございます。

それから、聖苑の問題についての地元説明については、現在は部長、それから助役の対応でさせております。いずれ私も当然お願いに行かなければいけないというふうに思っておりますが、まず、門戸を開いていただいて、そして、そういう比較的最近できたところの見学等もお願いをした上で、我々の方の理解をさらに求めていきたいというふうに考えているところでございます。

議長（藪野 勤君） 以上で林議員の質問を終わります。

次に、7番 東 重弘君の質問を許可いたします。東君。

7番（東 重弘君） 私は、昨日いろんな議論の中に出てきました新家地区の住民の一人ですが、議長のお許しを得ましたので、平成11年第2回定例会において質問をいたします。

まず、最初にJR阪和線のダイヤ改正についてお尋ねをいたします。

このダイヤ改正については、昨日も質問がありましたので、簡単にお聞きをしたいと思います。

この件に関しては、各方面よりJRに対し要望書が提出されております。私も今議会に決議書を提出した一人ですが、今回のダイヤ改正で、本市における利用乗降駅である新家駅、長滝駅が大変不便になったのは、周知の事実であります。公共交通機関である鉄道は、その改正という名のもとにおいて、このような特定の駅の利便性を著しく損ねるといえるのは、いかがなものか。

また、ある意味では、市の発展は鉄道機関との連携なくしてはあり得ないのではないかと、このように思いますが、この点について市長はどのようにお考えか、お答えをいただきたいと思っております。

続きまして、教育行政、老朽施設等の改修と今後の見通しについてお尋ねをいたします。

財政状況が厳しい中であって、本年度には信達小学校体育館の改築や東小学校屋上の防水工事など、大規模改修に取り組んでいることは高く評価をするものでありますが、私は過日、有志議員と学校現場を視察してまいりました。老朽化が進み、改善すべき施設が数多く見受けられ、中でもある中学校などでは、トイレのドアが1つもなく、便器が丸見えという悲惨な状況をつぶさに見てまいりました。

このような事態を憂慮する13名の有志の連名で、21世紀の泉南市を担う子供たちが生き生きと明るく学校生活が送れるように、市長と教育長に、老朽化の進む施設の改修に早急に取り組むこと、大規模改修について緊急度の高い施設から年次計画を立て、計画的に実施すること、この2点を教育施設の整備として要望を行ったところであります。

現在、教育委員会は施設の補修改善にどのように対応しているのか、また要望の2点について今後どのように対応していただけるのか、お聞かせを願いたいと思っております。

次に、農業行政について。

1つは、本年度及び次年度の水稻の減反率をお示し願いたい。

2番目として、専業及び兼業農家の比率とそれぞれの面積をお示し願いたい。

3番目に、ため池の水難事故防止とその対策については、現在どのような政策の進みをしている

のか、どのように対策しているのか、お答え願いたいと思います。

続いては、下水道行政についてであります。

柳谷川の管理道路の進捗状況をお示しいただくとともに、今後の見通しについてお答えを願いたいと思います。

以上で壇上の質問を終わり、自席から再質問を行います。よろしくをお願いします。

議長（藪野 勤君） ただいまの東議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） 1点目のJRのダイヤ改正について御答弁を申し上げます。

昨日も御質問ございましたけれども、5月10日にJRのダイヤ改正が行われまして、市民から多くの反響をいただいております。また、区長連絡協議会からも改善を求める要望をいただいているところでございます。市といたしましても、今回のダイヤ改正について調査いたしましたところ、紀州路快速の新設により、大阪駅へ直接乗り入れができることになったことや、新型車両の導入等よくなった面があるものの、通勤時間帯に出ておりました天王寺方面行きの砂川発区間快速、また砂川発以外の区間快速の激減等によりまして、今まで区間快速を利用しておられた乗客が、快速への乗りかえが必要になるというようなこと、また座って行けないというような事態となっております、大変不便を感じておられるというふうに認識をいたしております。

これを受けまして、去る6月16日にJR西日本和歌山支社長に対しまして、ダイヤの早期改善を要望いたしますとともに、あわせまして高齢者や障害者に対する駅のバリアフリー化設備の整備についてお願いをしたところでございます。その中で、和歌山支社といたしましては、今後そういう不備があるとすれば、それをなくすように社としても全力で頑張りたいという回答をいただいたところでございます。また、駅長も一緒に行っていただきましたので、駅長からも乗客の生の声を支社の幹部に話をしていただいたということでございます。

いずれにいたしましても、次期の最短のダイヤ改正でぜひとも改正をしていただくように強く要

望をしたところでございます。今後ともその動向によりまして、さらにその要求・要望活動を強めてまいりたいと考えております。

議長（藪野 勤君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） ただいま東議員の御質問にありましたことにつきまして、お答えをいたしたいと思います。

私自身も昨年度末まで学校現場におりまして、施設の現況については認識しているところでございます。本市の学校施設の多くは、昭和40年代以降の児童・生徒の急増期に新築あるいは増改築されているものでございまして、築後二十数年を経過し、施設そのものの構造面、機能的に老朽化が進んでおります。補修や改修の必要性が生じておりますが、現状としましては、危険、緊急性のあるものについて最優先で改修を行っているところであります。予算面、事業効果面において修繕箇所をまとめて実施した方が効率的なものは、改修工事で予算獲得し、改修に当たっておるところでございます。

東議員の方からも申されておりましたが、要望の第1点目の施設の改修についてでございますが、学校現場からの要望項目をすべて実施するには多額の予算を必要といたしますので、当面、危険性のある教室等の扉あるいはトイレ等の衛生環境面を重点的に補修改善を行うべく、予算要求をしてまいりたいと考えております。

2点目の大規模改修につきましては、大変厳しい財政状況にありますが、計画的に実施すべく努力をしてまいりたいと考えております。

今後も可能な限り学校施設の整備充実に努めまるとともに、児童・生徒の生活の場としてふさわしい、そして安全でゆとりと潤いのある教育環境づくりの推進に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 答弁を願います。山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 東議員の3点の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、本年度及び次年度の減反率についてでございますが、米の生産性の向上、また消費の減退

に伴いまして、米の生産力が大幅に需要を上回っている状況を背景といたしまして、早急に需要と供給の均衡を図るため、平成10年度から2カ年間、緊急生産調整の推進対策として生産調整が実施をされておるところでございます。

当市におきましては、10年度及び11年度の目標面積は208.7ヘクタールでございます。これは4年連続して豊作でございますので、在庫量の増加によるものでございまして、この2カ年間で適正な量まで戻すために、過去最大の生産調整が実施されております。泉南市の目標面積208.7ヘクタールは、全耕地面積の57%を占める大きな数字となっております。12年度におきまず生産調整の目標につきましては、対策終了時点での米の需要と供給、価格の動向、在庫水準等、総合的に勘案して決定されると考えられまして、来年度の生産調整に関しましては、今のところ未定となっております。

市といたしましては、全農家に生産調整への協力を依頼しつつ、府、農協等の関係機関と連携を図りながら、目標達成に取り組んでいく所存でございます。

それから、2点目の兼業農家及び専業農家の比率はどうかというお尋ねでございました。

泉南市の総農家数は814戸でございまして、そのうち専業農家は144戸、パーセンテージで17.7%でございます。兼業農家は670戸で、大半の82.3%となっております。それぞれの耕作される面積比率については、統計上ございませんので不明でございます。参考といたしまして、販売農家の面積という部分がございます、これにつきましては303ヘクタール余りでございまして、83%程度でございます。自給的な農家の面積といたしまして、64ヘクタール程度でございまして、17%でございます。

それから、3点目のため池の事故防止とその対策はどうかというお尋ねでございました。

せんだって、ため池で児童が水死をするという痛ましい事故がございました。これらについても、きちっと対応をしておるかどうかというふうな問い合わせもございました。お答えをさせていただきたいと思っております。

泉南市内には、山間部、平野部、市街部に約100のため池がございまして、地域の農業用水として重要な役割を果たしてきておるところでございます。農業にとってはなくてはならない用水を確保するためのため池であります。最近、ため池の周辺部にも人家が相当数ふえてまして、生活道路とか通学道路等に隣接しておるところもたくさんございます。水難事故も現実起こっているわけございまして、危険防止のための立て札の設置、また防護さくの設置等を努めて実施をしておるところでございます。

今後とも、地元区、また地元水利組合等との連携を密にいたしまして、事故防止に対する啓発、また防護さく等の設置、そういう事業等の施策を進めてまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） 柳谷川の管理と道路の進捗状況についてお答えします。

柳谷川の進捗については、昭和52年度より国庫補助事業により、準用河川柳谷川の改修に着手しました。事業の方法は、国庫補助事業でございます。建設省及び大阪府と協議し、一般の河川と同じように計画水量及び断面を決定し、必要であれば用地買収を行います。工事内容は、護岸工事及び管理用道路の整備を順次行ってまいりました。護岸の工事は、主にコンクリートブロックを積むものでございます。また、河床の勾配を均一にするため、落差を設けて流れを一定にしてみました。管理用道路につきましては、右岸側3メートル、左岸側1メートルにして整備してまいりました。

現在の進捗率は、全体の事業費ベースで約78%が完成です。着手している箇所は柳谷川の一番下流の部分で、新家川の合流部に近いところで行っております。今年度もこの付近の整備を予定しております。残っている区間は、最上流部と中間部でございます。

今後、残された部分の改修を順次行っていくところです。全体計画年度は平成15年度でございますが、残っている区間には用地の権利者、関係者が錯綜しているところがございます。先ほど御

説明しましたように、用地買収が必要な事業ですので、地権者及び地元の方々の御理解と御協力を得ながら進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） それでは、順次再質問をさせていただきます。

これは市長にお尋ねをしたいと思うんですが、教育行政の問題で、今教育委員会から一定の答弁をいただいたんですが、この要望書は、先ほど壇上でも申しましたように、市長にも出さしていただいております。予算の執行者として、これについてはどのように対応されるのか、ひとつお答えをいただきたい、かように思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 教育施設の改善あるいは実態につきましては、先般の文教消防常任委員の皆様も現地調査をされたと聞いておりますし、また、有志議員におかれましては調査をされたというふうに聞いております。その中で、6月17日付で東議員を含みます13名の有志議員から、私と教育長あてに改善の要望をいただいております。

このことにつきましては、先般も教育長、それから教育委員会両部長から、それぞれの学校等の実情を聞きますとともに、特に危険性のある部分、あるいは緊急に改善あるいは修繕をしなければならない箇所の内容について聞きました。その中で、とりあえず当面緊急を要する部分について、どの校のどの部分かということを取りまとめをして、次の機会すなわち補正予算等の編成時期までにきちっと整理をして、財政担当の方に上げるようにということで指示をしておきました。

私といたしましても、将来を担う青少年の教育施設にかかわる問題でございますので、年度途中ではございますけれども、可能な限りそういう緊急を要する部分から先に改善、修繕を行っていく必要があるというふうに考えておりますので、近い議会でまた皆様方に御審議もお願いすることになるかというふうに思いますが、私といたしましても教育委員会の意見を十分聞きながら、少しでも改善できるように取り組みをまいりたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） どうもありがとうございます。もう一度教育長にお答えを願いたいと思うんですが、市長には前向きの答弁をいただきました。私も壇上で申しましたとおり、トイレの問題、教育長もくしくもトイレの問題は重要な問題という認識をお持ちでございます。アジアのある国では、その恥ずかしい姿といえますか——を見られるよりも、自分の命、いわゆる敵に襲われる方が怖いという慣習で、ドアをつけないという習慣を持った国もあると聞きますが、日本ではそれは到底考えられないことです。

そして、あのトイレを見させていただくと、これはもう故意に壊したと言わざるを得ないような痕跡がございます。今度もしそれに予算がついて直されると、現在は壊す対象物がないんですね。今度は壊す対象物をつくるんですから、この財政逼迫している折、100を超える必要な物がないという中で、そこに貴重な市民の税金を回す。そして、壊すべき対象物として見られて、また壊される可能性が私は強いと思うんですね。学校というようなところ、そういう青少年の年代というのは、夜こそっと入って知らないうちに壊すと、こういうふうなことは皆無に近い。数百という耳目が集中する衆人環視の中でおもしろ半分にはやると、こういうケースが多いんですね。

そうした場合、これをまたもとのもくあみで、数年たつとまた汚れてると、こういうふうにもなります。教育長はことし就任をされたばかりですので、その辺を壊す生徒に賠償能力がないとしても、これは必ず保護者なりがおるはずですから、私はその辺を調査すればわかるであろう。そういう場合に、今後教育長としてはどのようなスタンスでそれに当たられるのか、ひとつお答えください。

議長（藪野 勤君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 失礼いたします。

今、御質問がありました東議員の件でございますけれども、私も現場におきまして、従前より各校園におきましては、器物破損が生起しました折には、その場合、行為者がはっきり判明される、あるいは特定されてるという場合、不可抗力、ど

うしてもいたし方のない状態でそういう事態が起こったというような場面につきましては、これはいたし方ないと、そういう場合は除いて、行為者がはっきりわかっているという場合につきましては、その対象が子供、生徒、あるいは園児の場合もあるわけですが、その子供に対して請求ということは発生いたしません、あくまで保護者の方にその辺の趣旨をお話しいたしてもらって、支払いの方を行為者の方で負担をしてもらうと、これを原則として現場の方ではやってきております。

ただ、先ほどおっしゃっておられたように、衆目の中で、それもいわゆる不当な行為といいますが、そういった状況で行われた事態の器物破損については、あくまで限られたこの原資の中で執行してまいります予算でございますので、従前に引き続きまして、毅然たる態度で保護者の方にもお願いをしてまいらなくてはいけないと思うんですけども、いわゆる行為者負担ということをより一層徹底していただくように各現場等をお願いしてまいりたいと。そのためには保護者の方にも御協力をいただいて、子供たちがやったことについては、保護者の方にもやはり責任があるということを問うてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） その辺は、ひとつよろしくお願ひします。市民感情としても、その辺は大変厳しい意見がございますので、よろしくお願ひします。

それでは、農業行政に移ります。

まず、山内部長にお伺ひしますが、減反政策の正式名、先ほどおっしゃいましたが、再度お聞きします。それと、その事業の意図するところ。それと、市街化農地等調整地域内の農用、農振地の減反率に差があるのか。それと、これに対する補助金はどのように支払われているのか、ひとつお答えいただきたい。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 減反、減反と申しておりますが、正式な名前は緊急生産調整推進対策と

いうことでございます。

それから、減反の本来の趣旨と申しますか、これにつきましては、当初冒頭で申し上げましたように、需給の均衡を図ると、これが一番の目的でございます。これにつきましては、国の強硬な農業対策の中での施策ということで、農業者本来に対する施策というよりも、国民の食糧生産率、これについての自給を高めるという意味が一番大きいのではないかなと、私は考えておるところでございます。

それと、対策費のいわゆる配分でございませども、これについてはちょっと数字的には持っておりませんので、ちょっと私存じておりません。ただ、現在、相当数、当初の制度の実施のときから減額となっております。もうわずかに1反当たり数千円ということをお聞きしております。

それから、調整区域、また調整区域外の農地によって、いわゆる減反の対策費が変わるのかというお尋ねでございますが、これについては変わらないというふうに考えております。

〔東 重弘君「率は」と呼ぶ〕

事業部長（山内 洋君） 率も変わらないということをお聞きしております。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） 正式な名前をお聞きしました。これは、実は私も昔から携わってるんですが、いろんな名前に変わってきたんですね、昔から。これは補助金の関係で、同じ田んぼであればくないということ、たしか5年に1回ずつぐらい昔は変わっていたと思うんです。

それと、部長の所信を述べていただいたんですが、私はもう少しこの事業というのは、いわゆる食糧安保、世界を全部見ると、常にもう食糧なんていうのは到底足りない状態。それに対する国の基本的な施策として農業を残すと、こういう意味でこの施策が行われてきたというふうに解釈をしてるんですが、それには異存ございますか。その場で結構です。ありませんか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 個人的に申しますと、私のうちも農家でございまして、基本的には賛

成できかねます。農業を存続させるという趣旨からちょっと外れてるのではないかなというふうに考えておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） いや、ちょっと質問の趣旨と違うことをお答えになられた。私は、この事業は部長がおっしゃった以外に、日本の将来の食糧を考えて、今は生産者には迷惑をかけるけれども、これが将来の日本の農業を生き残らすためには必要なんだというふうに理解をしているが、説明していただいた事業の意図するところと述べられたのと違いますかとお聞きしたんですが、ちょっと答えにくいことを聞いたような答えになってるんで、私は私が言ってることで合うてるかなということをお聞きしたわけです。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 合致してるのではないかなと思います。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） それでは、その今のお答えについてお聞きをしたいと思います。

御承知のように1991年までは、いわゆる市街化農地は長期営農継続農地政策という政策があって、10年間ここで継続しているといわゆる農地としての課税、そして20年間農業すれば相続税は実質免除、こういう市街化に特典がありました。

1992年に都計法における生産緑地が導入され、現在では宅地並み課税、それからこういう20年以上も既になくなっております。なくなってから8年たつんですね。そして、農業を基本的に残すとする農振、農用地に関して、この現在の市街化調整農地というのは、この生産緑地が導入された後は優良な宅地に資すべき土地、このように皆さんがおっしゃる。

部長は首をかしげておられるが、早く宅地に転化しなさいという趣旨を含んでると、このように解釈していますが、今補助金はわずかですが、減反率は一律ということですね。そうですね。ということは、いつ宅地にでもしなさい、してもよろしいよ、早くしなさいというような土地と、農業をやるために農振、農用地をかけた調整地域と、同

じ減反率で同じ補助金。どうもやってることと違うんじゃないかなと。いわゆる市街化地域で農地を早くなくせという政策の土地の米を植えた分が調整地域の農地にかぶさってくると、私はこのように思うんですが、そのあたりはいかがですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） どちらが上位の法律になるのかということは別にいたしまして、市街化区域、市街化調整区域の線引きでございますけども、これと農業政策と、これについては連動はしないのではないかなというふうに私は考えますので、議員おっしゃる部分については、一部理解しがたい部分がございます。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） もっと端的に言いますと、例えば10年間農業をすれば宅地並みの課税をしないという法律があって——そうですね。これは農業政策も含めての話だと思うんですが、そして片一方ではいわゆる減反政策が入ってくると。

それじゃ、都計上の話はやめて、市街化農地というものについては、行政の施策の意図する、農業をやっていくためには、それじゃなぜそれが外れたかと、そういうことがあるわけなんですね。いわゆる市街化農地に宅地並み課税をかけるようになる。それで10年間猶予はなくなる。片一方には何も無い。何も無いというか従来どおり。そして、減反率は一緒、補助金も同じように支払われる。これはどうも私は矛盾してるように思うんですが、どっちが上位かということよりも、どうも田んぼとして将来残さなくてもいいものを残すような、誤解を与えるような補助金を支出してるんじゃないかなと、私はこのように思うんですが、ちょっとわかるように説明——行政としてどう考えてるか、再度この点についてお答えください。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 市街化区域内の農地につきましては、農業生産ももちろんそうでございますけども、それ以外の市街化区域の中でのいわゆる緑地として必要な目的、この部分がございますので、その部分も当然トータル的には生かしていかなければならないということがあるんじゃないかなと思っております。



議員おっしゃるように、市街化区域内の農地は早急に宅地化すべきだという論法もございますが、全体的に眺めてみますと、そういう部分とほかにも先ほど申しましたように、緑地として、農地として残しておくということが、市街化区域内をトータル的に眺めた中で必要な部分もあるんじゃないかなというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） くだいようですが、もう1点だけこの件について質問させていただきます。

それじゃ、もちろん市街化の中に緑地、田んぼの占める部分が多い、これ十分わかるんですが、それじゃ、これはなぜ宅地並みの課税なんでしょうか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 生産緑地制度の中で、指定をされておるとい部分と、生産緑地の打ってない市街化区域内の農地がございますので、こちらでいわゆるバランスをとっているというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） 生産緑地と市街化といいますが、当市では大変な市街化農地があります。この辺については、また機会があれば議論させていただきますと思います。次に移ります。

先ほどお聞きしました兼業農家八十数%、これは面積は手持ちがないとおっしゃるんですが、恐らく半分ぐらいじゃないかなと思うんですが、推定を持っておられないんで……。そして、兼業農家といいますと、いわゆる経営規模も小さいし、別に職業を持っておられると、このようになろうかと思うんですね。そこに57%、いわゆる半分以上、これは数年達成できない可能性が強いと思うんですが、平均的にはこれだけかかってくると。

そうした場合、いわゆる不耕作田、つくられない——山内部長が私もおっしゃいました。やはり農家は共通の悩みがあると思うんですが、つくられない土地というのは、かなり目につきますね。戦後、自作農創設特別措置法という天地をひっくり返すような法律ができた。持ってる側というと、それがいつも貸すということになると気にかかるわけですね。そして、農地法の関係からして直接

につくりたい。1坪なり2坪、10坪でもいいから貸してほしいということについて、今適当ないわゆる受け皿がないんですね、それに関する。いわゆる自己取得であったり小作権がついたりという心配は、この戦後とんでもない大きな事件があったんで、貸す方は非常にちゅうちょする。そして、これだけの農地が荒廃して、荒廃田になる可能性がある。そういう中で、市としてはその受け皿——10年ほど前農協がいつかやってたんですが、現在ないですね。この辺でいわゆる受け皿をつくるという意向はないですか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 重ねて私ごとで申しわけございませんが、私の家も、近所の方とか福祉団体の方が耕作をさせてほしいということでもしていただいております。また、その中で農家とそれらの耕作者の方のコミュニティというんですか、というのが生まれまして、いろいろと自治組織とか、教え合いをするということも含めまして、大変市内の農家と、また町方というんですか、いわゆる農家をしておられない方とのコミュニケーションが生まれるということで、いいことではないかなというふうに思っております。

個々にもいろいろと、例えば浜地区の方ですか、これは100人ほど耕作をしておると、そこで組織もできておるといようなことを聞きます。本来なれば、行政主導ではなしに、それらの地域の方々と農家と話し合いというんですか——でいろいろとやっていただければ、これは一番越したことはないわけなんですけども、行政側もある面では指導というんですか、これはもうはっきりしなければいけないというふうに考えております。定年退職された兼業農家を中心とした組織づくり、これが進んでおります。年齢とか経験とか生かした農業を展開するということを目指しまして、大阪府の泉州地域農業改良普及センター、また農業協同組合、これらの連携をとって営農指導とか研修会、これらも開催をして支援をしていきたいというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） 今、農業委員会の話が出ましたんですが、いわゆる正式な農地法の関係では、

小作人がおおむね3,000平米持ってなければ農地法で扱われないんですね。今、山内部長がおっしゃってるけども、これは大変不確かな契約の状況である。それが今言うた自作農創設特別措置法というものが片一方にあり、片一方は知らないでやってるけれども、その辺表面上はうまくやっても、問題が起こったときになど。適当なのが今ないんですよね。それをこれから一度考えていていただきたい。

そうすることによって、いわゆる有益菌によるエコ農園的なことも十分やれると思うんですね。今の農家では、そんなEMボカシの肥料なんてやってる専業農家というのは、これはとても労力的に無理だ。絶好の受け皿にそういうことはなるんじゃないか。ただ、貸す方がそういうちゅうちょする。厳密に言うと農地法に抵触するんじゃないか、こういうようなことも考えるわけで、その辺の受け皿をひとつ考えてみていただきたい。

そして、来年4月からスタートするんですが、介護保険。60歳で大概定年なると思うんですが、その人たちのつくる楽しみ、食する楽しみ、いろんな活用があると思うんですね、受け皿さえしっかりしていただければ。厳密に言うと、兼業農家が5割あって五十何%を減反するとすれば、4分の1程度の農地が該当する可能性も出てくるわけで、その辺のいわゆる施策というのもひとつ考えてみていただきたいなど。ひとつ検討していただくということでお願いしたいと思います。

次に、3番目の質問に入ります。

3つ目のため池に入る前に、これは消防長に答弁していただきたいんですが、4月30日に市にレスキューの要請があったと思うんですが、そのてんまつをひとつお聞かせください。

議長(藪野 勤君) 小川消防長。

消防長(小川眞弘君) 議員御質問の件についてお答え申し上げます。

この事故は、平成11年4月30日金曜日の16時40分覚知の泉南市別所629番地、大谷池における水難事故でございます。通報内容は、泉南警察署より4月28日から行方不明の紀泉病院入院患者、男性で29歳でございますが、入水自殺したと思われるもので水中検索してほしい旨依

頼がありまして、警防課長ほかアクアラング隊員3名が出場いたしましたものでございます。

現場到着後、泉南警察署員より事情を聴取いたしましたところ、大谷池西側の堤から入水したと思われる形跡があるので、その場所より潜水を開始、検索をいたしましたところ、大谷池北側で要救助者を発見、直ちに引き上げまして泉南警察署に引き継ぎ、業務を完了したものでございます。

以上でございます。

議長(藪野 勤君) 東君。

7番(東 重弘君) 病院の患者さん——議長に申し上げますが、命、人間の尊厳にかかわる問題であります。不適当な言葉があれば注意をしていただきたいと、かように思います。

病院の患者さんが入水自殺をされたということは、私も通報を受けて立ち会いました。近年、この方で私の記憶では6人目だと思っておりますが、その辺地方自治体には病院の監督、管理という課がないと思うんですが、この事実を理事者はどなたか御存じなのか。まず、それを少しお伺いしたいと思うんですが。

議長(藪野 勤君) 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長(谷 純一君) 病院の関係ということで私の方からお答えさせていただきます。

この水難事故の件につきましては、昨日私、実は聞かせていただきました。そういうことです。

議長(藪野 勤君) 東君。

7番(東 重弘君) この病院、紀泉病院は開設30年余したつかと思うんですが、この病院は開設当時から開放治療を掲げて、患者さんが比較的自由に出ておられる。そういうかげんで、できた当時から各近隣の区なんかと摩擦もあり、あつれきもあって、現在まで至っている面もでございます。

そして、私思うんですが、病院というのは、やはりその方を最悪でも進ませない治療、治癒する目的のために当然あるべきで、ここにありますが、精神保健法なんかを見ると、こういう事態は、しかも私が知っている限り6人だと思うんですが、6人もこういうことになるような法律ではないんですね、これ。知事が退院を許可する、後見人が同意し、なおかつ医師の同意がなければだめなん

だということなんです。

そして、もう1つ困ったということは、市にはそういうセクションはないんですが、今回もちろん消防長は初めての事態だと思うんです、消防が出たのは。常にこの水死体を見つけるのは、山に花切りに来た人、それからブラックバスを釣りに来た人が発見する、こういうパターンだけなんです。

私もいろいろ聞いてみますと、浮かび上がるということは、夏で1日から2日、春秋で最低でも四、五日かかる。冬なんか10日以上かかるというパターンなんです。法医学的にね。その期間を済んでからしか上がってこない者を民間の方ばかりが見つける。こういう治療方針の病院については、事実を確認していただいて、これは大阪府が監督になるかと思うんですが、市の行政セクションでないと言いながらも、何とか解決をしていただけるなり、府の指導が必要だと思うんですが、この辺はどうですか。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 昨日、この問題につきまして指摘をいただきまして、そして私の方も精神保健法ですか——を若干読ませていただきました。その中で、精神病院につきましては、当然これは都道府県知事が設置する、あるいはもし都道府県が設置しなければ、どこかの病院を指定することができる、こういった形で精神病院というのは設置されるということになってます。

そして、その処遇につきましては、管理者は入院中の者につき保護に欠くことのできない限度において、その行動について必要な制限を行うことができるということになりまして、いろんな方が入院されておりますので、そういった形である程度行動を制限できるのかなというところも実は読ませていただきました。

その中で、この病院につきましては、定期的報告というのがございまして、これは大阪府のとういんですか、都道府県の管轄であると思うんですけれども、ですから若干我々が理解している、あるいはその条文を読みまして理解したことと少し違いがあるかもわかりませんが、そういった中

で、定期的にはやはり報告義務というものもあるように書かれています。ですから、そういった中で、これは保健所を通じて都道府県知事と、こういうことになっておりまして、もしそういう事故とか、あるいは現在こういった形で病院側が入院患者を処遇されているかということについては、ある程度報告は行くと、こうなっております。

その報告の中で、多分こういった事故につきましては、ある程度大阪府の方に報告をされているのではないかなと。これもこちらの予想の面を脱しませんが、そういった形で報告されるのではないかなと、そういうふうに思っております。そして、そういった形でもし何かあれば、それを病院の方に例えば立ち入りとか、そういった形で関係者から事情を聞くというふうな方向になっておりますので、その辺でこの病院問題については、ある程度措置されてるのではないかなと、このように理解しております。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） 谷部長、その答弁であれば数が多過ぎませんか。私は1つの池でこんだけ人が数年間で亡くなるというのは、その聴取の仕方、報告の仕方、これ異常ですよ、こういうのは。病院がその患者が命を失う。そして申し添えますと、民間人というのは、そういうようなことについての調査には限りがあります。そして、最近ではペット、犬、猫でもおれへんかったら必死になってチラシを入れる、探すと、そういうふうにするような世相の中で、人間がおらなかつたら、その病院が今言いましたように最低でも1日、2日、春秋は四、五日というような期間おらないんですから、何かのチームを組んで探すはずなんです、一向にそういう節が見当たらない。

もう少し細かい話をしますと、この間のはどんな処置になりましたと聞きに行ったら、いつのんですかと。いや、あれからまた一人浮かんでおられたんですよと、こういうような話が警察でされると。だから、最悪池をさらえると、ひょっとしたら出てくるかもわからない。その辺を民間人では限度がありますから、少し行政として警察の調書なり、だれが発見したのか、いつ届けたのかと。不明のね。その辺まで突っ込んで調べてやってい

ただけませんか。ひとつこれは難しい問題もあると思いますが、意見としてお願いしておきたい。

それじゃ、ため池の中の今度は水難の対策ということでお聞きしたいんですが、近年、新家大池水系で事故があって訴訟になったと聞いておりますが、そののあらましを少し教えていただきたいんですが。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 新家の大池水系——池そのものでの事故でございますが、排水路における幼児の死亡事故というのがございました。古うございまして、昭和55年9月であったかというふうに思っております。これは最高裁まで行ったわけございまして、一審では泉南市及び工事を施工した幸和不動産が被告となっております。61年の6月に岸和田支部の方で控訴が棄却されたということがございまして、原告の方が上告をされたということでございます。上告については、市が敗訴となっております。それに基づきまして、平成4年に泉南市がまた上告を最高裁にしたものでございますから、それについては、上告は棄却をされたという裁判結果となっております。これで確定をしたということで、訴訟については事故発生から十二、三年もかかったのではないかなというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 東君。

7番（東 重弘君） 当市でもあったと。そして、今私が申しましたように、私どもの近所で6人ぐらいだろと思うんですが、亡くなっている。幸いにも訴訟には発展してないんですが、例えばお聞きをしたいんですが、この種の事故は、今山内部長のお話でしたら、最高裁棄却ということで確定判決ですね。そういうことですね。

この種の事件は、特に途中で裁判官職権による和解というのが多いらしいですが、例えばここに数少ない中でそれ以外に、これも古いんですが、泉佐野市である事故があって、このときは市だけじゃなしに土地改良区が訴えられてるんですね。これもいわゆる確定判決なんですが、双方は共同して弁済しろという判決が出てるんですが、今泉南市におけるいわゆる土地改良区、水利組合が市長とともに被告として訴えられ、何らかの瑕疵が

あって賠償命令が出たとすれば、首長の責任部分は市の財政から出ると思うんですが、土地改良区なり水利組合が訴えられたときは、どのような御見解をお持ちか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。簡潔にお願いします。

事業部長（山内 洋君） 土地改良区とため池の管理の関係でございますが、先ほど議員、佐野の事例を御提示いただきました。この佐野の土地改良区と泉南市の土地改良区、若干違っておまして、当然財産権を泉佐野の場合は持っているわけでございますので、賠償能力とかそういうものがございまして、一概には言えないのではないかなというふうに思いますが、当然施設の管理を土地改良区がやってる場合には、土地改良区もそういうふうな責任を負う場合があるというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 以上で東議員の質問を終結いたします。

午後1時10分まで休憩いたします。

午後0時 4分 休憩

午後1時12分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番 井原正太郎君の質問を許可いたします。井原君。

1番（井原正太郎君） 皆さん、こんにちは。公明党の井原でございます。ただいま議長のお許しが出ましたので、一般質問の通告に従いまして質問をさせていただきます。

最初に、現下の国際情勢についてであります。バルカン半島に象徴されますように、冷戦後、世界各地で民族間の争いが顕著になり、悲しいことに多くのとうとい命が失われております。また、この争いは単にユーゴスラビア、コソボだけではなく、最近イラン、イラクで再び新たな火種が報道されました。さらに、御存じのとおりインド、パキスタンのカシミールについても、世界にその危険と緊張が報じられております。さらに、隣国朝鮮半島にあっては、過日、国境海域で銃撃戦があり、ここでも犠牲者が出たことと、緊張と紛争の姿が報道されたとおりであります。新世紀へ希

望の胎動も始まった今、現実はこのように20世紀は戦争の世紀と言われるように、愚かな歴史を繰り返しているのが昨今の状況であります。

このような現実を目の当たりにするとき、平和、人権等基本的な人権等の確保については、常に危機管理を忘れてはいけないと思います。また、常に知恵を出し合って、英知を結集して、平和、人権等をベースとした基本的な人権確保のための努力を怠ってはならないと思うわけであります。そういった意味でも、先般、先進国首脳会議がケルンで行われましたが、そういう諸問題が話し合われたことは一定の成果であり、今後を期待をしてみたいと思います。また、時を同じくしてNATOの空爆が中止せられ、ユーゴ軍の撤退という新しい局面にも注目したいと思うわけであります。

我が国の国会におきましても、今重要法案が審議されておりますが、私どももその成り行きを凝視しております。我が国の国民のため、平和維持のため、基本的な人権のさらなる確保のため、その成果を期待するものであります。

そういった状況と相まって、私どもの泉南市も決して停滞を許されない厳しい環境にあるわけであります。とりわけ昨今の教育現場での問題、さらにそのことと相呼応するかのよう、学校校舎の傷みも尋常ではなくなっているのが現状の姿であります。一日も早く環境整備が望まれるところであります。そして、ここ数年我が泉南市の財政状況も極めて厳しいということの認識は、だれもが認めるところであります。多くの課題を抱えてそのかじ取りが注目されているところであります。

前置きはこれくらいといたしまして、通告に従いまして順次質問をしてみたいと思います。

まず、行政改革の点であります。

市長は、かねてより我が泉南市の財政状況に関し、このまま放置できない状況を認識され、数々の改善策を示しておられますが、中でもその方策として、職員定数の見直し等も重要な柱であります。具体的に過去からいろいろ検討され、そうして努力をまいりました民営化の推進等について、そのお考えを改めて示されたいと思います。

次に、環境問題であります。

昨今、能勢町のごみ焼却場におけるダイオキシンがその象徴のようになっておりますが、私どもの組合も一つ間違えば大変なことになるわけであります。そういった意味からも、我が市のダイオキシン対策は昨日からも論ぜられてまいりましたが、実情はどのように推移しているのか、また、今後どうされようとしているのかを改めて明らかにしていただきたい。

さらに、もう1点、原因系についてであります。忘れてはならないのが、昨日来論議されております野焼きの件であります。私は、現下の市場に出回っている資材、副資材に毒性のものが多く出回っているのは周知のとおりであります。建材等においても、当然塩素を含む有害物質が至るところに出回っているわけであります。こんな中、野焼きを放置しては断じてならないわけであります。この点をどうされようとしているのかを改めて示していただきたいと思っております。

次に、南部下水で認証を取得されましたISOの水平展開であります。

情報公開の声が上がる中、私はこのISOのシステムを積極的に生かし、広く展開し、市民にまず下水も上水も、そしてごみ処理においても展開されて、いずれの市よりも環境に対し、私たちが安心して住める自慢のできるまちづくりを願うものであります。いかがでありましようか、御見解を伺いたいと思っております。

次に、住宅問題についてであります。

現在、市営住宅の所有権移転に伴う事件が裁判で係争中ですが、市長にあらまはしては、泉南市の住宅政策をどう考えておられるのか、今、そのありようが注目されている中、改めて示していただきたいと思っております。

4点目は、介護問題についてであります。

この介護保険制度は来年4月からスタートを予定しておりますが、準備状況について非常に気になるところであります。現下の進捗と問題についてを示されたく、よろしく願いいたします。

5点目の教育問題についてであります。

今、中学校・小学校の現場では、生徒・児童が安心して勉強できない状況が全国規模で問題となり、何とかこの問題を克服できないものかとあえ

いでおります。現場の先生方はもちろん、父兄の方々も当然必死になっているものの、先が見えない解決策に苦慮しているのが現状ではないでしょうか。将来の日本、また我々の地域を支える若き児童・生徒が心配であります。教育長の考えを示されたい。とりわけ、亀田教育長にあらためては、新しい就任で何を手がけられるのか、どうされようとしているのか、その手腕にも注目をしているところでありたいと思っております。御見解を伺いたしたいと思います。

質問が多岐にわたりましたが、御答弁は的確にお願いしたいと思います。時間の許す限り、自席より質問をさせていただきます。御清聴ありがとうございました。

議長（藪野 勤君） ただいまの井原議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、1点目の行財政改革の中の民営化の問題、あるいは職員定数の問題についてお答えを申し上げます。

職員定数の適正化につきましては、行財政改革を進める中で、一定の削減目標のもとに年次計画的に削減を図っております。平成8年4月1日時点での職員数は744名でございましたが、本年4月1日時点では720名と24名の削減を行ったところでございます。今後とも、人件費抑制のためにも職員定数の適正化を図りながら、市民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、民営化の問題でございますけれども、行政と民間の役割分担ということについて位置づけをした上で、行政の担う部分、また民間にお願いする部分を明確化して、経費の縮減に努めていく必要があるかというふうに思っております。3月議会でも御答弁申し上げましたように、今年度民営化が可能と思われる業種あるいは事業につきまして、シミュレーションをしたいということを申し上げます。

それで、先般の行財政改革本部会議におきまして、私の方から本部員にそれぞれの部署におきまして、民営化が可能な業種なり、あるいはその部分について、リストアップするようというところで指示をいたしております。それで、これは毎月

1回する予定でございますので、次の7月に行います本部会議で、そのリストアップされたそれぞれの部課からの説明をさせまして、そしてその中から比較的可能と思われるものについてシミュレーションをしたいというふうに考えておきまして、アバウト的なシミュレーションしか当面できないかとは思いますが、今年度中に一定そのあたりの成果を出したいというふうに考えているところでございます。

それから、ISO14001の展開につきましての御質問でございますけれども、昨年12月に南部流域下水道組合が認証取得を受けまして、21世紀の地球規模の環境保全のため、環境意識の向上に努め、さらに質の高い行政サービスを目指し、努力をしているところでございます。

この横への広がりにつきましては、1つは民間の企業の経営者の皆さんに取得を奨励いたしております。その中で市内の業者でございますが、T社につきましては、本年8月に認証取得の予定と聞いております。それから、B社につきましては、関東の工場ですまずこの14001を取得したいということで、既にキックオフしているというふうに聞いております。それから、S社につきましては、先般南部下水の方に研修に来られまして、まず社員教育をした上で将来取得をしたいという意思が述べられております。

また、御指摘の行政本体についてでございますけれども、泉南市におきまして、エコオフィス行動計画をスタートさしておりますが、これらをベースにいたしまして、ISO取得に向かいますプロジェクトチームを設置をしてみたいというふうに考えているところでございます。

なお、先ほどの委託のリストアップにつきましては、もちろん本市の市長部局あるいは教育委員会、水道を含めまして、さらに南部下水、それと清掃事務組合にも指示をいたしているところでございます。よろしくお願いを申し上げます。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。市民生活部長（白谷 弘君） 井原議員の環境問題、特にダイオキシン対策の現状について御答弁申し上げます。

まず、本市が関連いたします清掃工場の方では、

議員既に御承知のとおりだと思いますが、本年より2カ年計画でダイオキシン発生防止等ガイドラインに基づき、排ガス処理施設であるバグフィルター設置工事を始めておるところでございます。

それと、私ども清掃課といたしましては、平成9年4月から実施しておりますペットボトルの分別収集を初めとしまして、缶、瓶、牛乳パック等の回収を精力的に進め、資源化率向上を目指しているところでございます。ちなみに、平成10年度の缶、瓶の回収量は約880トン、ペットボトルは55トン、牛乳パック約8トンの資源ごみの分別収集を行ったところでございます。

また、牛乳パックの回収率向上を進めるため、昨年11月からは市内小学校に回収ボックスの設置の協力をいただき、拠点回収を行っているところでございます。平成12年度からは、その他プラスチック容器包装並びにその他紙製容器包装の分別収集を行ってまいりたく、現在、清掃組合、阪南市清掃課と私どもとで最終の調整を行っているところでございます。

今後も細分別を通じリサイクルの向上を図り、ごみの減量とダイオキシンの削減を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、野焼き対策でございますが、本市もすべての野焼き行為者に対し、行政指導を行ってまいったところでございます。また、府におきましては、昨年廃棄物の不法投棄や野焼きについての監視を強化すべく、警察本部より大阪府環境整備課へ出向された職員とともに行政指導を行った結果、野焼き行為に対する苦情や市民からの通報などが若干減少しているのが現状でございます。

大阪府におきましても、今日の社会情勢からより厳しい行政指導並びに取り締まりを行うため、産業廃棄物不適正処理対策要領を本年1月25日から施行されたものであり、産業廃棄物の野焼き行為に対しましては、大阪府とともども要領の趣旨にのっとり、府より定期パトロールを実施していただき、行政指導の徹底に努めているところでございます。これからも行政指導に従わない行為者に対しましては、大阪府並びに警察の協力のもと、対応を図ってまいりたく存じますので、よろ

しくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 私の方から住宅政策についてお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、市営住宅でございます。今後の方向性でございますけれども、本市におきましては、市営住宅として木造の平家住宅が砂原、氏の松、高岸の3団地でございます。簡易の耐火平家、これが長山、また中層の耐火構造の集合住宅として前畑、宮本の団地がございます。

砂原、氏の松、高岸、長山の4団地につきましては、既に耐用年数も経過しておりまして老朽化が著しい。また、設備の劣化など住宅水準が低いことから、建てかえの方向を示させていただきました。議員御存じのとおり、砂原、氏の松、高岸の同居者の方々が所有権移転の登記手続請求事件として訴訟を提起され、現在係争中でございます。その裁判の中で、市として決断いたしました建てかえの正当性、これを主張していく考えでございます。また、長山住宅につきましては、同居者の方々と市の建てかえの方針に基づいて、御理解を得るよう話し合いを行っていきたくと考えております。

中層の集合住宅につきましては、狭小な住宅でございましたが、約半分の住棟につきましては、1部屋の増築を行いました。ふろを設置したりして住環境の整備を行ったところでございます。今年度から残る未改修棟についての整備を進めたいと考えているところでございます。

一昨年、泉南市の方で住宅のマスタープランを策定いたしまして、公営住宅としての役割、こころも方針を確定したところでございます。特に、高齢者向けとか障害者向けなどのバリアフリー化された公営住宅の必要性があるというような結論になっておるところでございます。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 井原議員御質問の介護保険の進捗状況と今後の問題点について御答弁申し上げます。

介護保険制度は来年4月から全国一斉にスタートするわけでございますが、本市といたしまして

も円滑に移行できるよう準備に努めているところでございます。本年4月には介護保険課を組織しまして、さらに高齢者の利便性を考慮いたしまして、本庁内に介護保険課を設置することを前提に調整を行うなど、体制の整備に努めております。

また、本年10月からの介護認定審査の対応につきましては、本議会に提案いたしておりますように、阪南市等と共同で公平な認定審査を行ってまいりたいと考えております。

さらに、今後の課題といたしまして、財源等の問題もございしますが、いまだ未確定な項目も多々ございまして、まだ我々としてもはっきりと申し上げるところまではいきません。ただ、今後この制度を導入するに際しまして、現在の福祉サービスが後退されないようにできるだけ努めてまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 先ほど井原議員様より御質問のありましたいわゆる小・中、安心して子供たちが学習のできる、そういう状態にするための教育長の見解をということでございますので、お答えいたしたいと思っております。

学校現場における諸問題、この対応策といたしまして、教育委員会といたしましては、生徒指導上の問題行動の要因というふうなものはどういうものか、この辺で考えてまいりますと、社会の変化に伴います子供の意識の変化の問題、あるいは保護者の意識の変化が子供に大変大きな影響を与えている問題だと、そのように考えております。

昨日、部長の方からも答えましたけれども、子供たちの基本的な生活習慣、それから社会全体で広がっております少子化の問題、それから家庭でのしつけの問題、あるいは塾でのストレスの問題とか、そういったものが子供たちに押し寄せてくると、このように考えても過言ではないのではないかとこのように考えております。当然、それに対応しまして、教育委員会を初め小・中学校の現場におきまして、この社会変革に対応する子供たちをはぐくんでいくということ、この辺のところ十分に今現在対応し切れていない学校教育の問題があるのではないかとこのようにも考えてお

ります。

その中でも、まず生徒の問題行動につきましてなんですが、これはふだんの教育活動の中で、子供たち一人一人その行動を見逃すことなく的確に指導に当たるといふこと、その姿勢が大切であろうと考えております。そして、その事実を、当然子供たちの指導にも当たりますが、各家庭にも知らせることによって、家庭と学校の連携をより深め、あるいは地域の各団体あるいはPTAの関係の方々、いわゆる諸団体、地域相まって子供たちの指導に当たっていかなくてはならないのではないかと、このように考えております。

そのために、教育委員会といたしましても、種々の具体的な策をこれから考えてまいろうと思っておりますが、現在はスクールカウンセラーだとか、あるいは心の教育相談室等の対応をいたしております。また、この辺をもう少し充実をしてまいり、対応をしてまいりたいなど、このように考えております。

また、環境におきましては、先ほど午前中の御質問にもございましたように、可能な限り学校施設の整備充実に努めるとともに、児童・生徒の生活の場としてふさわしく、そして安全でゆとりと潤いのある教育環境づくり、このことを推進してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ただいま一定の答弁をいただきましたけれども、大きく言って、今泉南市の状況というのは、午前中の質疑の中にもありましたように、いわゆる投資的ないろいろの社会基盤、このようなことを将来にわたってしていかなければならない中でありますけれども、いかにせん、どうしても引っかかってくるのが財政問題であり、基本的な泉南市の力量じゃないかなというふうに思います。

そういった意味で、税の問題、税の方面からメスを入れる、あるいは行革をどんどん進めていく等々が大きな柱になってくると思うんですけども、市長の方から先ほど、平成8年をベースにしたときに24名の職員の減少を見ることができたというふうなことで、その現場にあっては非常に御苦



労をされたんじゃないかなというふうに認識いたします。

しかし、他市の状況、大阪府の状況、国等の行革の方向づけ等々をにらんでいきますと、泉南市も決してこれでいいというふうなものじゃないと思います。今後、さらにやはり大きな決断をしていかなきゃいかなというふうに思います。そういった中で、この24名という数字は非常に大きな数字なんですけども、どうしても協力をいただかなきゃならんのが、やはり組合の方じゃないかなと思います。

いろんな形で雇用を守り、そして生活水準の長い闘争の歴史を刻んできたわけですから、いきなり単純な形での削減なんていうのは実現しそうにありませんけども、本当に行政がどう努力し、どう企画をして、やはりコストのかからない泉南市の行政にしていくか、廉価な行政コストにしていくかということが望まれるんじゃないかなというふうに思います。

そういった意味で、組合の方にも非常に協力いただいておりますが、担当部局として、組合とはどういう話をされておられるのか、示していただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 中谷市長公室長。

市長公室長（中谷 弘君） 組合とはどういう話をしているかということでございますけれども、平成8年12月にできました行財政改革大綱に基づきまして行財政改革をやっていくということの中で、当然労働者でございます組合にも一定の理解を得なければならぬということの中では、この内容の説明なりはしております。それと、順次その進捗状況に応じて、内容等の説明をし、理解を得てきておるところでございます。

また、職員の削減につきましても、機構の問題につきましても、やはり説明をした中で一定の理解を得て進めるのが一番スムーズに物事が進むという考え方のもとに、市と連絡については密にさせていただいた中で、こういう行革も進めておるといのが実情でございます。

今回も、中期的財政見通しにつきましても、過日の質問にもお答えしましたように説明をさせていただいて、これは案でございますから、今後と

も労働者側の立場としての意見ももらわなければならないというふうに考えておりますし、今後とも引き続き何回となく話し合いはしてまいって、理解を得るとい形の中で進めていくという考え方でございます。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 確かに理事者側で非常に頑張られたとしても、組合側におかれても一定の理解を得なければ進まないと思っておりますので、こちらにも組合の方も非常に現在の危機的状況というのはよく理解されておると思っておりますので、本当にお互いが納得できるような環境をぜひつくっていただきたいと思っております。

それから、この春、ここずっとそうなんでしょうけども、泉南市の税の徴収率が非常に悪いというふうなこと、これはこの議会でも何度かもう論議されてきたことなんですけども、悲しいかな、府下ワーストワンで走るといいうふうな現状であって、そんな中で10年度の市税収入ベースで106億円、それから徴収率が83.6%であるというふうな報告をいただきました。1%上げれば1億に匹敵する収入があるわけなんですけども、ここはやっぱり単なる数字の比較だけじゃなしに、この数字というのは、かねがね僕もここで言わせてもらってるんですけども、非常に不愉快な数字であり、そして不公正な1つの傾向値をあらわしとるといいうふうなことが言えるんじゃないかと思っております。

産業基盤も他市に比べてむちゃくちゃ変わるとかということ、僕は変わってないと思うんですね。そういった中で、なぜ泉南市が一番べったを走らないかんのか。今までのやり方に間違いがなかったとは、僕は言われたいと思うんですが、いよいよもうこの期に至っては、やはり軌道修正していかなあかん。根本的に見直していかなあかん。でないと泉南市が危ない。

昨日からの論議の中にありましたように、国民健康保険にしても介護保険にしても、そういうふうなものまでもやはり大きな影響を与えておる中で、この徴収率の問題は、去年、ことしの春からずっと議員間でもやりとりがあったんですけども、泉南市の場合は19億に上るような不足を生じて

おると。未収、未済が入っておるといふうなことから考えても、もうそろそろ大きな方向づけをせないかんといふうに思うんですけども、当局はどのように考えておられるかを示してもらいたいと思います。

議長（藪野 勤君） 中田総務部参与。

総務部参与（中田正純君） お答え申し上げます。

市税の確保、また徴収率、こういったものにつきましては、常々御心配をおかけいたしておるところでございます。市税の見通しというんですか、また今後の徴収率の向上、こういったものは、我々といたしましてもあらゆる手法を講じて徴収に努力いたしておるところでございますけれども、何と申しましても、議員も先ほど御指摘いただいた、この滞納繰り越しの19億になんなんとするこの繰り越しが徴収率を圧迫してるんじゃないかということであると考えております。

10年度におきましても、単年度では各現年の徴収率、また滞納繰り越し、こういったものが0.6、3.2ポイント、こういったものが上昇しているにもかかわらず、相対的には1.2%の落ち込みがあるということから考えてみますと、この滞納は大きくその徴収率に影響してくる。そういったことで、我々といたしましてもこの滞納繰り越しの徴収体制を今とらざるを得ないんです。本来ならば、現年体制の徴収ということが本来の税の確保の原点であると考えているわけですけども、今、滞納繰り越し徴収を主にやっておると。

これは、私どもとしては今市の徴収率の手法というんですか、やり方が悪いんじゃないか、何か間違ってるんじゃないかという御指摘もございました。私は、滞納繰り越し、税確保は、特に滞納につきましては、どこの自治体においても、まず取るということと、押さえるということと、落とすということの3つの条件があると思うんです。ちょっとドラスチックな表現で申しわけないんですけども、いわゆる取るということと押さえるということは、どこの市町村もやってることだと思います。これを落とすということですね。これはいわゆる不納欠損という形で我々が呼ぶわけですけども、これがやはり昨今の景気の実情と市税確保は離して考えられない。そういった観点か

ら申し上げましても、よくその滞納繰り越しを調査しまして、今民事で言う、債権で言うその滞納の段階をつけないかんのじゃないか。全く取れないものを背中に背負っていても徴収率は上がってこない。そういうものをやはり民間的な発想というんですか、考えも取り入れて、これからはきめ細かに滞納繰り越しを分析して、今後の市税確保、徴収率の向上に努めてまいりたいと、かように思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） ちょっと頑張ってよな、ほんまに。こういうオウム返しのようなやりとりをしとるんですけども、ほんまにらち明かんとこまで来とるんやないかないうふうに考えます。

それから、これと背中合わせでいろんな民営化の話も市長の方から答弁いただきました。ちょっと気になっとるのが、やはり保育所等の問題であります。

春の委員会のときに、民間保育であれば大体月8万以上かかりますと、公立の保育の場合は大体19万かかりますと、このようなそれぞれドラスチックな数字が提示されたわけなんですけども、先般資料請求いたしましたら、やはり保育所の待機児童が月々1けたから2けたですね。多いときには20名近いような方が待機をされとるといふなことで、過去に完全に保育所の方で、何というんですか、漏れなく入れてあげようというふうなことで、施設の改造であるとかいうことで、非常に現場の方が頑張っていたと思うんです。

ところが、そのことによる費用もばかにならないというふうな中で、どう民間活用を図っていくかというふうなことが、今後1つの大きな選択肢ではないかなと思うんです。時間的な都合もありますんで、詳しくは述べられないんですけども、先般、東京の方あるいは横浜の方等で既に2年ほど前から、保育所に関しては民間の方で応援いただいて、そしてその費用の半分ぐらいは市の方で賄いしてあげましようというふうなことが、手法はちょっと違いますけども、既に法制化に進んでおったり、それが実施されたりするようなどこもあるんですよ。東京の板橋なんかは、非常によ

く進んでおるといふような結果が出ております。

したがって、そういうふうな民間への移行とあわせて御協力をいただくと。あるいは堺でも民営化というような話がこの前もちょうど新聞に載ったところでありまして、そこら辺はどうでしょう。少しは考えておられるかどうか、その辺をちょっと示していただきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 谷健康福祉部長。

健康福祉部長兼福祉事務所長（谷 純一君） 保育所問題についてでございます。

まず、最初に待機児童数のことにつきまして若干答弁させていただきます。

我々、2月から入所措置の申込書を受けるわけでございます。そして、4月の段階でできるだけその待機児童をなくすために、そういった形で、これは非常勤を含めてですけども、職員の確保とかを実際にやっております。そして、その時点でできるだけ待機児童数をなくすという形でスタートしまして、そしてあと、予算にはそういった非常勤の人員費でありますとか、そういうのを計上しております。その後、またどんどんと入所の申請が来るといった段階で、ちょっと待機でお待ち願っているという現実も実際に出てくるということ。それについては、もちろん人的確保の問題もありますし、あるいは予算的な確保の問題もありますし、その辺で若干お待ち願うという現実的な問題も出てくるというところでございます。

それと、保育所の民営化の問題ですけれども、これは行革の中でその保育所のあり方というのを考えておまして、現在のところ我々といましては、特に定数の問題で我々この辺の行革の問題を図っていききたいと、このように思います。というのは、その定数を生み出すことによりまして、当然歳入であります国庫補助金とかそういった形の増額を我々期待できます。そういった中で、この行革の中についての保育所問題は今後検討していききたいと、このように考えておりますので、よろしく申し上げます。

〔小山広明君「待たれへんで」と呼ぶ〕

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 今、隣で小山さんが待たれへん、待たれへんと言うてくれとるんですけど

も、確かに待たなして、今の社会の現状からしたら、若いお母さんが本当に預けて支えなあかんというときに、もう一杯です、あるいは待機の状態ですというようなことで、任しておかれへんと。子供があるために働けない、家庭を支えていかないかんというような若いお母さん方にとっては、本当に死活問題やと思うんですね。そういう意味では、やっぱり切れ味のいい処置をしてもらいたいなと思います。

時間的な都合もありますんで、あわせて僕もかねがね清掃組合の方にも絶対応援もらわないかんよと。まして今回のダイオキシンなんかの問題は、構造上ごみを燃やすところから大きな原因系になっておると。きょうも昼ニュース見ておると、80%ぐらいは、やはり野焼きであるとかごみを焼却することによることが原因となってるでというふうなニュースがありました。

そういうようなことでは、どんどん減らしていくということ、そして有害物質をこの地上にばらまかないと。原因系をきちっと絶っていくというふうなことから、大型店舗であるとかいろんなところにその発生源対策をしてもらいたいというふうに思います。でないと、本当に取り返しのつかんことになるなと思います。

それから、ISOの件で、市長がいろんな形で民間の業者にも行政指導していただいているというふうなことで力強い限りなんですけど、たまたま南部下水で始められたこのISOの問題に関して、ちょっと気になったんですが、泉南市もいろんな形で今污水处理場関係の管理を市の方に移して、そして管理をしていっとるわけなんですけど、この前一応資料請求さしていただいた中で、砂川台であるとかみずほタウンであるとかサングリーン、いずみ台等の状況を報告いただきました。一定の費用も要ります。

そういった中で、市長、これだけはちょっと悩んでおられると思うんですが、いわゆる下水処理がうまく浄化されておるといふことは、非常にありがたいことなんですけど、砂川公園団地の污水处理場、この現状をどのようにされようとしとるんか。

僕もちょっと相談を受けたんで、現地へ行って

写真を撮ってきたんですけども、においしい、あるいは非常に老朽化が進んでおる中で、今後どのようにしていくべきかなというふうなことで、これは喫緊の課題やるなというふうに僕はとらえたんです。このままほうっておかれへんというふうなことで、近くでもありますし、こちら辺はどのような見解をお持ちか、一回聞いておきたいと思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 市内に501人槽以上の瀬戸内法に係る集中浄化槽が7カ所あったわけでございます。それを引き取ろうということで、我々の方も調査をいたしました。これは、法的には厚生省の所管でもございますし、それから管理者——いわゆる法的には浄化槽法のエリアでございませぬ。すなわち、設置者が管理するということになっております。

御指摘のところにつきましては、市内で一番先に大規模開発されたところの集中浄化槽でございませぬ。これを市に移管するか、あるいはその浄化槽法の精神にのっとり設置者で管理していただくかということで、住民投票といたしますか、アンケート調査を過去したわけですね。大体七、三だったと思いますが、値上げを認めて施設改善をして、従来の設置者、管理者で管理をしていただくという整理をしたところでございませぬ。

ですから、一番古い施設ですからオープン形式でございませぬ。それから、今御指摘ありましたように、周辺に若干においもするのも確かでございます。ですから、あれを根本的に直そうと思えば、相当、五、六千万のお金がかかるというふうに当時試算した経験を持っております。

特に、あそこについては、ですから根本的に解決しようと思えば、今回都市計画変更させていただきました流域下水道の延伸ですね。これ新家駅を越えて狐池交差点、少し新家駅寄りまで1.4キロ伸びますので、それをまず府の流域でやっていただいて、それを幹線を延ばして早く公共下水につなが込むというのが最短、最善の措置ではないかというふうに考えております。

したがって、今回流域幹線のめどがつかしましたので、それとあわせてさらに上流部への——これ

は市の幹線になるんですが、これの事業化に取り組むというのが一番いい案だというふうに思っておりますので、そういう形で今後進めてまいりたいと考えております。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 目を離さんようにしてもらいたいなと思います。1つ事が起こったら大変やなというふうな思いでおります。

それから、いろいろほかにもあるんですが、住宅問題がやはり気になります。昨日までいろんな形で論議されてまいりました。これは非常に厄介な問題やなというふうに僕は理解しておりますけども、きのうの質疑を聞いておって非常に感じたことがあります。あわせて、市の理事者の方とも話したことがあるんですが、この5月、私も裁判を見に聞かせてもらいに行ったんですが、もし市が勝つと仮定した場合——仮定の場合ですよ。どんな展開があるかなというふうに考えてみました。

市が勝訴になるというふうなことになった場合、入居者——きょうも傍聴に来てくれとるみたいですが、上月さんやら馬場さんというような面構え見とったら、それで引き下がりそうな人じゃないなというように僕は見とるんですけども、これがまた上告されて、そして抜き差しならんような状況も考えていかないかなというふうなことが考えられると思います。

その場合に、既に今回も議題として上がっておりますけども、裁判費用が大変な額に上ります。あわせて弁護士さんにもその報酬を予定しなさいかなというふうなことを考えたら、そら恐ろしいようなことがイメージとして浮かんでまいりませぬ。入居者側が訴えたんですから、もちろん勝つ気で訴えておると思います。

きのうも事業部長の答弁あるいは市長の答弁で、勝つという判断で、正義が決めてくださるやろうというふうな答弁もあったわけなんです。そして、もちろん市長も訴えられた以上、受けて立ちますよというふうなお話でした。このまま行ったら無制限に争って、そして得るものがいづれもない。いわゆる入居者側も抜き差しならん、市の方も抜き差しならんというふうなことも考えられるわけ

なんですが、やはりきのうからの質疑、論議を通して、どこら辺まで覚悟をされておるんかどうかが、これはメンツもありますし、しかし訴えられた側もかなり強固なものを持っておるなという僕の認識です。

このまま突き進んだ場合に、6万市民をバックにした市長が莫大ないわゆる裁判費用、そして、勝ったにしても大きないわゆる弁護士報酬を払うていかなあかんということを考えますと、問題がだんだん大きくなってくるといふような気がするんですけども、ここら辺の見通しですね。こんなことを前提に置いた場合にどういう見通しをされるんかどうかが、もう一回示していただきたいなというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 所有権移転請求事件でございますから、私の立場とすれば、市民の財産を守るという立場でこれを受けて立つということでございます。最善を尽くします。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 6万市民のため、物差しはやはりそこら辺にくるといふんですけども、1つだけこういうふうな事態に至るときに、夕べある本を読んでおったんですが、ゴルバチョフ元ソ連共産党書記長がいわゆるペレストロイカあるいはあの改革の中で、どういうふうなことを争いながらやってきたかというふうなくだりで、やはりこういうふうな係争問題になったときに、どちらかが折れなきゃいけないと、どちらかがおりなければ解決がつかないと。そのときに、いわゆる強い者に折れる資格があるし、そうでなかったら解決はしないものだというふうなくだりがありました。敵を許すということは、いわゆる強い者が許してあげると格好がつかないなと。いわゆる弱い者が強い者を許す資格も何もないというふうな意味の内容でありました。

今も話しましたように、この裁判が先ほどの東議員のやりとりの中じゃないですけども、これが10年を超すような裁判になったときに、どういうふうなやはり負担をしていかなきゃいけないか、どういうふうな負担と痛みを伴うかというふうなことを考えれば、私は、6万市民が本当に得をす

るといふような選択肢は一体何なのかというときに、裁判に勝つことも大事やけども、本当にそういった物差しとは、やはり6万市民が本当に納得して、大きな負担もせずに済んだというふうな方向づけをしなきゃいかんというふうに思うんです。

例えば、市が勝ちましたと。勝ったときにどういふふうな展開が始まるかという、僕は入居者の方済みません出ていってくださいというふうなことになるといふふうですね。ここ30年、40年、家賃も上げない中で、みずからのメンテはみずからでというふうなことで嘗々として今まで頑張ってきた。そこら辺に対する一定の補償問題が生じたときに、この負担もまた考えていかなきゃいかん。こういうふうなことを考えたら、勝つのがかえって大変なことであるなというふうなストーリーにもなります。

ここで裁判の内容、所有権移転をしてあげて、そして一定の収入、路線価に展開してもいいと思うんですけども、そこでいわゆる払い戻した金額でもってかねがね言われておるように住宅が建つとしたら、どれほど経済的にもプラスに働くか、どれほど皆さんの負担が軽くなるかというふうなことがイメージされるわけなんですけども、そこら辺のいわゆるバランスですね。これを考えると、勝つことが得ではないなというふうなことも考えるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 訴訟の提起を我々はされてるわけですから、今裁判所で双方の主張をやっているということでございますから、それ以上のことは御答弁申し上げられません。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） 確かに、訴訟中でもあり、そういうふうな込み入ったことはなかなか口にはできない要素があると思いますけども、この問題は本当にきのうも答弁の中で、九州の事例があり、判例も既に出ておるといふふうなこともありました。しかし、残念なことは、この問題を例えば数年あるいは十数年引きずるとしたときに、本当に大きな損失になるな、本当にだれもが解決をしたいと思っておるけども、だれもが抜き差しならん

状況に突っ込んでいくなというふうな気がしてならんわけなんです。

確かに、この裁判でもって所有権移転が認められて、そして、おのおのがそこにみずからの家を建てたというふうなときを考えても、面整備の面でも市には非常にマイナスに働く面もあるだろうというふうなことも考えますし、問題も提起してくると思います。しかし、この裁判は、先ほどから何遍も言わせてもらいますように、泥沼に行ってしまうおそれが十分にあるなというふうに思います。

したがって、僕は市当局がいわゆる権限を持ってあるな。いわゆる力があるんですから、本当に6万市民のため、そして入居者のために、互いにプラスになる方向は何なんかとというふうなことを一層探ってもらわないといけない状態に入るとないうことを僕は認識するわけなんです。

そんなことで、御苦労が多いと思います。そして、次もまた裁判があるというふうなことで、御負担も大変あると思いますけども、何とか市当局、いわゆるそのたなごころに、どちらに向かうかというふうなその方向性を決めていけるのは、力がある市当局じゃないかなというふうに思うことであります。

したがって、非常に難しい問題でしょうけども、そこら辺は双方が納得できる道を探っていただきたいと、このように考えます。そこら辺の方向づけは、係争中でありますから事細かなことは申せないにしても、そのような方向づけを再度示していただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 円満解決ということで努力はしてまいりましたし、一定のいろんな縛りのある中で、こういうことなら可能ということも申し上げてきたところでございますが、残念ながらテーブルについていただけなかったということでございますから、その中で訴訟の提起をされたわけでございますから、私としても非常に残念というふうに思っておりますが、訴訟された以上は、我々は我々の立場で頑張らなければいけないというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 井原君。

1番（井原正太郎君） もう時間もないんですが、先ほど学校問題で教育長の方から一定の方向づけの御答弁をいただきました。学校の荒れは、単に泉南市だけやなしに、全国的にも大きな悩みとなっております。そういった中で、先ほども話がありましたように、文教消防の方で小学校を一巡さしていただく中で、やはり何とか学校教育現場の環境を変えていかないかなというのを痛切に感じました。

それと、別途共産党の皆さんが総点検という形で、いろんな形で、ピラもつくて世間に、世に訴えられておりました事実もありますが、確かに今泉南市の教育現場というのは、まずその環境から見ても大変だなというのは、もう一目瞭然であります。中学校の方はもっとひどいというふうに伺っておりますし、確かに去年回ったときもそうでありました。これを何とかクリアしようとしたときに、どうしてもやはりその予算なり費用なりというのが必要になってまいります。そのことから考えても、財政改革というのは本当に喫緊の急であるというふうに僕は考えます。

したがって、今泉南市がそれをクリアしないと、将来は非常に寂しい、あるいは発展のない市になるなというふうなことが考えられますんで、総力を挙げて、総合力でもってこの財政の転換をして、教育現場も、また一定、下水道、基盤整備等も頑張れるように何とか努力をいただきたいなということを申し述べて、私の質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

議長（藪野 勤君） 以上で井原議員の質問を終結いたします。

次に、19番 角谷英男君の質問を許可いたします。角谷君。

19番（角谷英男君） こんにちは。新進クラブの角谷でございます。大綱4点にわたって質問を行いたいと思いますが、第3番目に通告をいたしております防犯問題につきましては、事前に原課との打ち合わせの中で解決をいたしましたから、これを取り下げたいと思います。

まず、通告いたしております開発行政であります。その開発行政の質問をする前に、きょうも

きのうからたくさんの雨が降っております。私は、この開発行政の中でも新家の開発について質問をしたいと思っておりますが、きょう昼に聞きますと、土のうを運び込んだというような話を聞きましたが、そういう災害がきょうあの新星和がされようとしておる大規模開発の中であったのかどうか、まずお知らせを願いたい、そのように思います。

私は、この開発行政で大事なことは、泉南市の指導要綱にも第1条に書いてありますが、21世紀に向かって臨空都市にふさわしい国際福祉文化都市を建設するために、本市における開発事業については、一定の基準により適正な指導を行い、居住環境を基本に活力あるまちづくりを進めるとともに、積極的な公共公益施設の整備を図り、もって市民の福祉、文化の増進に寄与することを目的とする、非常に立派なことを書かれております。

私はこの新家の大規模開発を見ますときに、以前にも質問をいたしました、確かにあの開発の中で、すばらしい住宅を提供する、住まわれる人が非常に広い場所で、環境のいい場所で住まわれる。問題は、開発はそれだけでいいのではない。大規模開発を行う場合は、当然そこに住む人ももちろんであります、その周辺の人、新家において具体的に言うなら、まず新家の駅前に集中していくことは事実であります。そういうふうなインフラ整備をまず並行して行い、中でも都計道路、そういうものは新家には必要なんです。そういうものを並行してこの開発を許可していかなければ、何のための開発かわからないと思うんでありますが、開発全般についての市長の見解をお示し願いたいと思います。

2番目に、道路行政であります。

これも実は開発行政と絡む話であります、泉南市新家においては、地区計画というものがあります。私はこの地区計画、中でも上村の地区計画とこの新家宮地区における大規模開発との関連をお聞きしたいと思います。

どうも地区計画というのは、お聞きするところによれば、新家全体の開発、住民の利便性を図って地域的にポイントを打って開発をしていくんだと、そういうふうにお聞きをしておりますが、ど

うもこの地区計画は大規模開発と関連して、そのように聞いておりますが、どのように関連しておるのかどうか、具体的にお聞かせ願いたいと思います。

4番目に、教育行政であります。

私は、今回の議会を非常に楽しみにしていました。市民も当然であろうと思います。特に、幼、小、中の生徒、保護者においても当然であろうと思います。新教育長が就任されました。私もあいさつを受けました。非常にやさしい方で、人柄のよさそうな本当に立派な方だと思いました。

しかし、私たちが注目するのは、新しい教育長になられたんですから、今教育問題が全市を挙げて注目をしておるわけなんです。新教育長として当然のごとく、この議会の冒頭から新しい教育指針を示し、私はこの現状をこう変えます、このように考えております、よって教育長、これから教育委員、学校全体のリーダーシップをとっていきます、そういう指針が発表されて当たり前であろうと思いますが、それがなかった。そういう意味では非常に残念だと思いますが、改めて新教育長の教育全般における考え方、指針をお示し願いたいと思います。

以上3点、壇上より質問を行いました。時間が残れば自席より質問を行いたいと思います。

以上であります。ありがとうございました。

議長（藪野 勤君） ただいまの角谷議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） まず、開発といいますが、宅地造成等に関する基本的な考え方ということでございます。

御承知のように法体系的に申し上げますと、都市計画法あるいは建築基準法の範疇に入るものでございます。御承知のように法律というのは、最低限を定めたのが法律でございます。したがって、その法律だけですべてそれぞれのまちに合ったまちづくりができるか、あるいは一定の良好な開発ができるかということについては、必ずしも法律だけ守ってできるというものではないというふうに私どもは考えておりました、そういうこともありまして、兵庫県の川西市が全国で初めてこの開発指導要綱というものをつくったわけでございま

す。

それから、全国的にずっと展開をしていったわけではありますが、泉南市におきましても、御承知のように昭和54年にこの要綱をつくりまして運用をいたしております。ただし、これは法律でも条例でもございません。要綱ですから、あくまでも指導ということでございます。

その中で、大きく2つの柱でもって構成をしております。1つは技術的基準、それから協力金の問題ですね。2つあります。特に、技術的基準については、法で定められた一定の最低限度よりもかなり上のレベル、クラスでいいますとハイクラスな内容のものにいたしております。また、現時点におきましても、近隣から比べていただいても技術的基準については、相当厳しい内容で運用をいたしております。

もう1つは寄附金の問題でございますが、これはちょっと先ほどの質問とは外れますので、あえて申し上げませんが、この二本立てでやっておるわけございまして、それによって泉南市の場合、比較的良好な開発が進んできたというふうに考えております。

ただ、御指摘ありましたように、この開発があつて開発区域があると。それが区域外までどの程度トータルとして指導ができ、あるいは整備をさせられるのかというのは、なかなか難しい問題でございます。

我々の方は、その中で大規模開発があつた場合、一定の区域外の整備についても協力をいただいております。その範囲がどこまでかというのは、個々違うわけでございますが、今回の場合ですと、一部道路整備とかそういう形で協力をいただいております。

したがって、泉南市の場合、この開発指導要綱があることによりまして、旧来から比較的スプロール化を防いで、良好な区画あるいは道路あるいは公園にしても、法で定められた3%を超えて、5%あるいは7%という形でとらしております。そういう形で比較的良好な開発が促進されているというふうに認識をいたしております。

ただ、この開発指導要綱の行き過ぎということについては、建設省からも是正の措置についての

指導も受けております。やはり時代、時代によって、その時々状況によって、この運用についてもある一定ごと見直しをかける必要があるというふうに考えているところでございます。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 私の方から、まず新宮地区の住宅開発の御質問からお答えをさせていただきたいと思います。

新宮地区の住宅開発の計画につきましては、数年前から都計法の34条第10号に基づく市街化調整区域内に立地が可能な大規模な開発、面積といたしましては5ヘクタール以上の許可要件となっておりますが、大阪府と事前相談を行ってまいりました。府としては、市街化調整区域内の開発は抑制を基本としておるところでございますけれども、泉南市の総合計画に即し、かつ他法令に整合するとともに、自然環境を保ち、農林業との調和のとれた住宅開発、これが地域、地元の振興に寄与する、またスプロール化を招くおそれがないという判断のもとに、大阪府土地利用等の調整協議会の大規模開発検討部会を経て現在に至っている経過がございます。したがって、本開発は市街化調整区域内に立地することがふさわしい計画内容となっております。

工事の進捗率といたしましては40%程度、また造成工事につきましては、第1期は平成12年の2月末、第2期については同年の12月末をめどとしておるところでございます。

造成工事に伴います防災面につきましては、調整池を2カ所計画いたしまして、既に1カ所についてはほとんど完成をしておるところでございます。もう1カ所につきましては、現在、関係地権者と協議中のため、雨季に対応すべく仮設調整池を設置して対応してるところでございます。

先ほど御質問がございました土のうの搬入、これについてはきょうも雨の量が相当多うございしますので、災害に備えて搬入をしたということでございまして、発生をしたから搬入をしたということではないという報告がございました。ここで報告を申し上げます。

それから、新宮の南地区地区計画内のバイパス工事についての御質問でございましたが、これに



つきましては、新家駅南地区地区計画の都市計画が平成2年の12月5日に決定されました。その区域内での施設整備の一環として事業化したものでございます。事業名といたしましては、住宅宅地供給総合支援事業として道路整備を図るものでございます。

新家宮地区の開発との関連でございますが、以前に近畿自動車道の関連として拡幅改良工事は行っておりましたが、一部権利者の理解が得られなかったということで、未整備の狭隘なまま現在に至ったわけでございまして、開発の際の指摘事項となるものと、当然であるというふうにご考えておるところでございます。

申し述べましたとおり、地区計画の施設整備予定路線でもありまして、市としては、効率的な事業執行が図れるものと判断をいたして事業化をしたということでございます。

議長（藪野 勤君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 角谷議員の方から、本会議の冒頭にでも新しい教育長としての教育指針というんですか、そういったものを発表せよということで、大変遅くなりまして恐縮いたしております。角谷議員さんより新教育長としての教育方針について述べよということでございますので、私の考えの一端を申し上げます。

教育は今、大きな転換期にあり、時代の変化に柔軟に対処し得る教育のあり方が求められております。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、その社会の変化に主体的に対応できる能力を持った人間の育成が急務とされておる段階でございます。教育基本法が精神が活かされるよう、いま一度私たちがその認識を新たに、21世紀に向けて教育の具体化、実践的な目標と方法を明確にし、教育の場を通してその具現化と定着を図らなければならないと、このように考えております。

とりわけ、平成14年度から学校週5日制の完全実施に向けましては、学校教育のみの問題としてとらえるのではなく、学校、家庭、地域社会の教育課題としてそれぞれの機能を明らかにし、教育全体を見直す機会としてとらえて、教育関係者を初め、広く社会全体に周知を図り、御理解を得ていくことが必要であろうと考えております。

生きる力をはぐくむ場としての学校教育におきましては、みずから学ぶ意欲を涵養して生涯にわたって自己啓発を図り、社会の変化、それから文化の発展に主体的に対応し得るような人間形成の基礎を培うことを目標とし、人間尊重の精神に徹しつつ、豊かな人間性とたくましく生きるための体力を養うとともに、個性と創造力を伸張させることが求められております。これは古くから言われておりました知・徳・体、時によると知・情・体というような言い方にも申されるとは思いますが、そういった意味の具現化だと、このように考えております。また、幼児、児童、生徒の発達段階に即した教育の保障と教育内容の継承、継続を可能にする一貫教育体制の確立が求められているところであります。

しかし、近年、幼児、児童、生徒の人間形成を阻害し、ゆがみかねない種々の問題事象が生じたいしてあります。本市にとりましても、その現象は起こっております。この緊急課題の解決には、子供たちの心を十分に受けとめ、適切な体制を整えまして全力を傾注し、かけがえのない子供たちの命を守るために、人権を侵害する行為は絶対に許されないという強い認識に立って、日常の教育活動の点検を行い、毅然たる指導を行うべきであると考えております。そのためには、学校、園は家庭、地域社会が一体となった学校・園づくりが重要であり、PTAや各家庭、地域の関係諸機関あるいは団体の御協力を求め、地域ぐるみでの取り組みが必要であると考えております。

また、社会教育におきましては、市民が今日の激しい社会の変化にも対応し得るよう、生涯の各時期における社会教育課題を明らかにし、すべての人々が健康で活力のある生活を営みつつ、実生活に即した文化的教養の高まりを果たす幅広い学習機会や場の提供、また情報の提供をし、社会教育を積極的に推進しなければならないと考えております。

前段でも申し述べましたけれども、子供たちの教育には、教育委員会も含め学校、園の教育充実が最優先するものでありますが、それと相まって、学校、園は家庭、地域社会が一体となって学校・園づくりが重要であります。PTAや各家庭、地

域の関係諸機関、団体の御協力を求め、地域ぐるみでの取り組みが必要であると考えております。

議員先生方の一層の御指導、御協力を賜りますことをお願い申し上げまして、私の所信の一端を御披露させていただきました。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） それでは、自席から再質問をさせていただきます。

まず、先ほど冒頭で言いました大規模開発であります。災害の報告があったんでありますが、実は過日、何か小さな災害があったと聞いております。きょうも確認をしましたが、道路課の皆さんは朝6時から出勤をして大変な仕事をされておる。御苦労だなというふうに敬意を表したいと思うんですが、しかし現実、そういう小さな災害が大きな災害が見方によりますけども、そういう災害が現実あった。

そこで、周辺住民の皆さんは、大変な不安を持っていることは事実なんです。私も現場を確認いたしました。工事がそう進んでいないんじゃないかなと思うんですね。なぜなのか。特に雨季、これから大変なシーズンに入ります。秋には台風が来るかもわからない。かつて平成7年でしたか、金熊寺川がはんらんしたような大災害も実は泉南には起きておる。そういうものが起きてからでは問題があるというように思います。

そこで、現在の進捗状況が順調にいったおるかどうか、お示しを願いたいと思います。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） たしか5月の27日だったと思いますが、山間部に約80ミリぐらいの雨が降ったということで、一部宅造の区域内で土砂が市道の方に流出をしたということがございました。そのときには、なぜそういうふうな土砂の流出があったのか、今後どうするのかということで、施工者の方に注意を促すとともに、報告書も出させていただいております。

それから、冒頭私、進捗率等述べましたが、事業がおくれておるとい部分については、そうないんじゃないかなというふうに考えております。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） それと、この工事が私も質問する以上非常に興味を持っておりますし、以前にもこの質問をした経験がございます。そこで、災害に絡んでどうも聞くところによれば、この308軒できる団地の中で、1期、2期にわけて工事を行うと聞いております。中でも1期がどこから始まるのか。それを調べてみますと、要は下から始まっていくんだというふうに聞いております。

災害とかそういうものから考えれば、山ですから、山が崩れるときは、上から崩れるのは当たり前の話なんです。まず、上から第1工事が始まって下におりてくるのが普通ではないかなと思うんですが、私の考えは間違いでしょうか、御見解をいただきたい。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 工事の方法が間違っておるのかとか間違っていないのかという問題ではないと、私は思っております。ただ、山間部の方、東側になるわけですが、この部分につきましては、近緑の区域内の工事施工場所になってございまして、業者といたしましては、当然分譲の開始をする下手の方ですか、下（しも）手の方と申しますか、その部分から工事にかかるということで、業者の都合によるものであるというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 間違いであるとかないとかということよりも、先ほど指導要綱の話も出しましたが、同時に、要はこの開発は府の許可がほとんどだと思っんですね。32条協議に後で触れますが、泉南市と大阪府と両方許可するというふうに聞いております。要は、我々のまちの中なんですね。そういうことがいいとか悪いとかいうよりも、要はそういう指導ができないのかどうか。私の考えでは、上からするのが普通ではないかと、そのように思っんですけども、これは技術的なものとかいろんなこと言われますから、それは結構です。だけど、そういう問題があるということだけは指摘をしておかなければいけない。そういう考え方もありますよと。

それと、この開発は都計法32条協議を経て—いろんな法を経てるわけですが、問題は

32条協議の中で、先ほど質問で言いました新家の地区計画ですね。これとの関連がある。これ、ありますね、山内部長。自席で結構ですけど、ありますね。ありませんか。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 地区計画は、先ほど申しましたように平成2年度に計画決定をしたものでございまして、全く関連はないということは言えないとは思いますが、直接事業の実施に当たっては関連がないということでございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 私は関連があると思います。ここに32条協議の書類がありますが、この中に新家地区内の、いわゆる上村地区の地区計画、これはもう完全に入っているわけですね。網羅されておる。これがどこかといいますと、新家の皆さんは御存じかもわかりませんが、バイパスができております。要は新家宮線、上村宮線というんですか、そこを左に折れて向田橋というところに出ると。これが32条協議の中でうたわれておるわけですね。これが条件ですと。これがなければ、要はいわゆる大規模開発の許可がありませんよと。それが32条なんですね。これが1点。入ってるわけなんです。これ入ってますよ。

もう1点、ついでに言いますが、開発事業者は新星和不動産株式会社ですね。ここから泉南市に雑入で金が寄附されておりますが、事実かどうかまず確認したい。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 昨年、10年度でございますが、道路事業を実施するに当たっての特定の財源という形になるとは思いますが、開発事業者の方から寄附金をいただいております。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 寄附金をいただいた。なぜいただいたか。要は、今触れておられませんが、32条協議の中に入っておるわけですね。それはなかなか認められなかったですね。今、事実入ってるわけなんです。これは資料請求に基づく資料なんです。

要は、この32条協議が泉南市も大阪府も了解しなければ、新星和のあの開発は許可され

ないということがここにあるわけなんです。これが1点。

それと、なぜ雑入で寄附があるのか。要は、その雑入、寄附は色がついておりませんから何に使ってもいい。その金を使っていわゆる迂回道路、バイパス道路を地区計画に基づいてやっとなら、ということですね。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 新家の地区計画区域内の街路事業、これについては国の補助事業を得て泉南市が施行したものでございまして、直接的には先ほども申しましたように、業者とは関連がないということでございます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） おかしいですよ、それは。業者とは関連がないと言いますが、何度も言いますように、ここへ書いてますよ、これ。なぜ認めないんですか。資料請求したやつですよ、これ。なぜ認めないんですか。これ、私がどこから抜いたとか、そんな問題じゃないですよ。なぜなんですか。議長、これ、おかしいですよ。

議長（藪野 勤君） 池上道路課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 通称新家駅宮線バイパスの事業の関連と宮地区の大規模開発の関係につきまして、少し説明をさせていただきます。

まず、先ほど事業部長の方で申し上げましたとおり、地区計画区域内の住宅地供給総合支援事業ということで、道路整備を図っておるということでございます。たまたま先ほども言いましたように、近畿自動車道の関連工用道路ということで、前に高速道路をつけるときに、新家駅宮線全体を幅員7メートルで拡幅整備するということと、そのときに、任意の事業でございましたので、一部権利者の理解を得られなかって狭隘部分が残ってしまったと。それでずっと現在に至っていたわけですから、当然地区計画でその中の区域内のいわゆる施設整備を図る区域と、それから開発のときにアプローチ道路となっておるわけですから、一部そういう狭隘部分があるということになれば、整備する必要があるということで指摘が出るのも、これはダブることにつき

ましては当然かなというふうに我々も理解をいたしております。

当該路線の事業化につきましては、あくまで平成2年の12月5日に地区計画の都市計画決定された区域内での住宅宅地供給総合支援事業として道路整備を図っておるということでございまして、関連の有無につきましては、見方によりましてはそれはあると思いますけども、事業的には全く関連のない形での事業という形で御理解をいただきたいと思えます。

議長（藪野 勤君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 全く関係ないとか、要は言わんとすることは、地区計画は市の事業ですと、そういうことを一生懸命言わんとしてるんですね。だけど、現実にあの大規模開発の308戸、これを開発するのに現実にその道路が入ってあるわけですよ、これ現実に。しかも、雑入で寄附がされておることは事実なんです。これ、これなかなか認めない。おかしいな。この辺でどうも答弁がないとは予想もしなかった。

それと、続けて言いますけど、先ほどその国庫補助ですね。これ2年にわたって出てますね、計約6,000万。これも今、住宅支援事業とか言われましたけども、そのとおりだと思いますけども、それはあくまで市が事業計画をし、そして市が独自でやる事業に対する国庫補助なんです。しかし、残念ながらこれは後ろに新星和不動産株式会社の大規模開発が関連してある。32条にそううたってるわけです。雑入では入った寄附はどこに使ってるんですか。道路に使ってるでしょう、これ。見方によったら——先ほど見方と言われましたけども、見方によったら、新星和株式会社の開発に国の補助金も出して、市がそれを援助したということになりますよ。どうなんですか。

しかも、なぜここまできつく言うかといいますと、地元の関係の皆さんは、大変な不信を持っておるんですよ、防災も含めて。何か新家の区長連絡協議会の中でも、この問題が取り上げられたというふうに聞いております。

冒頭言いましたが、皆さんは今でも新家のあの駅前の混雑に——私、昔言いました。おばあさんが片腕飛ばしてるんですよ、あそこの交通事故で。

そういう事例もある。みんな難儀してるんです。なかなか市が都計道路をつくってくれない。泉南市が道路をつくってくれない。そういう不満もある。そういう中で、こういう問題が一気に噴き上がってくるんですよ。

これは別にして、今私が言った質問に対して答えたい。わかりやすく答えていただきたい。

議長（藪野 勤君） 池上道路課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 再度お答えをいたします。

その関連性の問題でございますけども、先ほども御答弁申し上げましたように、近道の関連工事で道路で整備した残りの部分ということで、懸案事項となっております道であったということについては、皆さん御承知だと思います。

その中で、何というんですか、前に補助事業で事業執行図って残ってしまったということで、事業年度が終わりますと、当然普通でやる場合でしたら市の単独事業と、丸々市の単費という形での事業になると思います。たまたまその地区計画区域内の整備せないかん施設であるという位置づけの中で、効率的に事業執行を図るという観点からいきますと、タイミング的にはたまたまその効率的な事業執行を図れるタイミングになったというふうな形で、積極的に事業展開を図って当該地域の問題を解決するというふうな形で、事業を実施したということでございます。

副議長（奥和田好吉君） 角谷君。

19番（角谷英男君） たまたまと言われました。たまたま一致したと。何かいろんなことを言われましたけども、一生懸命答弁はされてるんですけども、大事な答弁は全然されてないんですよ。32条協議はありますね、関連してますねという質問にはお答えになられてないんです。議長、これはなぜ答えていただけないか、どうぞ指導してください。

副議長（奥和田好吉君） 池上道路課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 32条のいわゆる条件に当たる部分とラップしてるという問題でございますけども、最初に事業部長の方でも言いましたけども、当然未整備区間でございます

ので、いわゆる山間部における大規模開発のときの指導事項と重なるということについては、当然かなというふうに思っておりますというふうにお答えしたと思っております。我々もその点はそういうふうを考えておまして、何というんですか、前から整備しなければいかん区間であったところを、先ほども申し上げましたように、効率的な事業執行の展開を図るという意味で、そういう事業を展開をしておるということでございます。

副議長（奥和田好吉君） 角谷君。

19番（角谷英男君） いや、ラップしてるとか、もともと事業として残っておったとか、いろんなことを言われました。それだったら市の単費で事業をやったらよろしいねん。住宅支援事業の国庫補助もこの平成10年、11年の2年間で——10年度は補正ですけども、11年の当初予算を合計しますと6,000万、これやったらいい。予算ついて、補助ついてるわけですよ、これ。何でこんな32条というような協議の中にそれが入ってくるのか、業者との関連がなぜここに明快に出てくるのか、なぜ雑入で入ったのか。池上課長の言うのは、たまたま市の事業がありました、裏に大規模開発がありました、たまたま一緒になったんですわ、そういう答えでしょう、簡単に言えば。じゃ、もっと具体的に皆さんにわかりやすいようにやってくださいよ。

それと、これを認めるかどうかですよ、まず。いや、認めるも認めないもないんです、これ。資料請求でもらってるんですから。

副議長（奥和田好吉君） 市長。

市長（向井通彦君） 都市計画法に言う32条というのは、あくまでも開発区域内ということでございます。そこに新たに生じる公共施設と従前のある公共施設との置きかえ、将来管理者をだれにするかという協議がその32条であります。よろしいですね。

要するに開発区域、都市計画法の開発許可を受ける開発区域内における従前の公共施設、例えば里道水路等——道路もある場合もあります——が、開発後に新たに設置される道路なり水路なり下水道なりというものに置きかわるわけですね。従前の管理者は、府である場合もありますし、市であ

る場合もあります。従後の、できた後の管理者がだれかと。それが大阪府であれば大阪府と32条協議をやると。市であれば、市が将来引き取って管理をするものであれば市長とすると、こういうものでございます。あくまでも法に基づく32条というのは、そういうことです。

ここに上げておりますのは、ここに書いてあると思いますが、地区外道路整備という形でやっております。ですから、これはさっき言いました地区計画道路を整備するにつけて、ここに一定の協力をいただくという形で載せているものでございます。したがって、地区外という形に書いてあるわけでございます。

副議長（奥和田好吉君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 市長の言われるのはよくわかりました。いわゆる都計法32条、わかりません。書いてるのはようわかります。ただ、それと、今市長も2つ分けて言われましたけども、この泉南市の32条、この資料ですね。これは協力依頼をしたということ言うてるわけですね。そういうことですね。32条協議について、許可するについて、これを新星和さんに条件ですよと。言いかえれば、新星和にしてみれば、この条件を飲まん限り32条協議がおりないから、続いて29条に行けない。これでとまってしまう。イコール開発ができないということになりますね。そういうことですね。そう解釈していいですか。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） さっき言いましたように、開発区域内の32条というのは法要件なんですね。開発区域外の事業協力というのは、その法の外側になるわけでございます。したがって、それは別途結ぶ場合もありますし、併記する場合もあるということでございます。

副議長（奥和田好吉君） 角谷君。

19番（角谷英男君） その辺になりますと、正直言いまして私ら都計法なんて全部読んだことありません。わからないことが多いんです。そうやって難しいことを言われますと、頭がわけわからんようになる。ただ、事実だけを言ってるんですよ。

だから、言いますように、もう一度繰り返しま

すが、簡単に言えば、私が一番不思議に思うのは、要はここにも色を塗ってますけども、これは32条協議で、しかも設計説明書の中に地区外道路整備、市道新家駅宮線、上村野口線から上村向田線、こう書いてあるわけです。向田橋かけかえ、こう書いてるんですね。

これは間違いなく、単純に言えば、これを星和さんがやらなければ——もう難しいことはやめましょうや。これを了解しなければ、開発許可はおりないんでしょう、要は。もういろんな法の説明は結構ですから。結論はそういうことでしょうか。おりない——そんなことないんですか。

副議長（奥和田好吉君） 池上道路課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 開発の許認可のことですので、私が答弁するのはあれかと思えますけども、道路の関係でございますので、御答弁いたします。

まず、いわゆる開発許可、都市計画法の第29条の許可がおりるかおりないかという点につきましては、今言われておる条件の完成を見ないとおりないのかということと言われておりますけども、それはそうじゃなくて、許可はもう既にありまして、今現実に中の工事をやっておるわけですから、開発許可はおりておるといってございませぬ。

先生言われてることは、多分、何というんですか、条件的なものだから、最終の完了のときにその条件が成就されてなかったらだめではないかということだというふうに思っておりますが、許可に関しましては、もう既にありておるといってございませぬ。

副議長（奥和田好吉君） 角谷君。

19番（角谷英男君） そら許可はおりてるでしょう。雑入で入ってますし、その金を使ってるわけですから。許可がなければ、了解しなければ、工事は進むことができない。当たり前のことなんです。新星和がこれを了解してるから工事ができる。当たり前のことなんです。そうでしょう。今、許可がおりてるから仕事をする。だから言うてるでしょう。この条件を新星和がのんだから——市長、おかしいでっか。そんなことないでしょうが。この協議の中で条件、泉南市はお願いしますと言ったんでしょ、新星和に。お願いをして協力し

てくださいと。それで了解したわけでしょう。だから許可、うんと言ってるわけです。何か答えないと言われてますからどうぞ。

副議長（奥和田好吉君） 池上課長。

事業部道路公園課長（池上安夫君） 許可との直接の関係でございますが、許可は、先ほど市長も言いましたけども、区域内の32条は、あくまで開発エリア内の32条協議の話ですね。新設公共施設と従前公共施設の関係について、協議、同意をするというのが32条の趣旨でございます。言われてます区域外のいわゆる新家駅宮線バイパス工事につきましては、区域外の道路整備を指導しておる中の1つということでございます。ですから、指導内容としてそういう形が載って、いわゆる本体の開発の部分の許可がおりて、今工事をやっておるといってございませぬ。

もう一回言いますけども、いわゆる新家駅宮線のバイパスの市道の工事につきましては、新家駅南地区の地区計画の関連の支援事業といたしまして事業化をいたしてやっておるといってございませぬ。いわゆる事業の効率的な執行を図る上で、それとの関係で一部応分の負担をいただいておりますということにつきましても、そういうことございませぬ。

以上です。

副議長（奥和田好吉君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 皆さんが言わんとするのは、新星和とこの地区計画と全く関係ないんですと、新星和とはあらゆる意味で関係ありませんと、そういうことを結論的に言いたいんであろうというふうに思いますよ。雑入はどこから入ったんですか。

それと、私ここまで質問する以上、いろんなチェックをしましたよ。やればやるほど、例えばそのバイパスの工事にしても、現実にこの新星和が開発されてますが、その下請というか、元請が竹中土木と聞いておりますが、間違いはないと思います。そういう方たちの動きとか、そういうようなものがいろんな情報としては入ってるんですよ。

そういう中で、これは全体としておかしいと。全体の問題としておかしい。何度も言いますが、新家全体の皆さんが関係してくる問題なんです。

新家駅前になだれ込んでいく。そういうものを含めて、この開発はかなり無理があるなというふうに思ってくるんです。皆さん幾ら言われましても理解できませんよ、正直言いまして。そうでしょう。何やかんや一生懸命分けよう分けようとしてますが、雑入の問題はどうなるのか、その金をどこに使ったのか。雑入には色がついてないというような話もありましたよ。それは寄附を受けてそれを使っていくと。泉南市の事業として使っていくと。見方によってはおかしくなりますよ、これ、幾らどうのこうの言ったって。そら首を振るのは、おたくは首振ったらいいですよ。見解の相違と言やそれまでかわからん。私もここまで言う以上、いろんなものをこれから調査し続けていきたいと思えますよ。そうでなきゃおかしいですよ。

まだ言いたいことは山ほどありますが、できるだけそれまでに認めていただいて、お互い十分にそういうことで共通できるような話があればそれでいいなと思っていた。だけど、そうじゃない。なかなか認めようとされない。

最後に——最後にと言うてまだ時間は10分ほどあるわけですが、もうこればかりやって——まだこれやりますからね、ずっと。まだまだ調査しますから。問題は、全体の問題としてまた振り返りたいと思いますが、市長、これ泉南市として、新家というのは間違いなく高度成長期に住宅開発がどんどん進んでいったんですね。泉南市の地区別にいえば、一番そういう開発が多いところだと思う。

しかし、残念ながらインフラがなかなか整備されてこない。確かに駅前のロータリー、そういうものとか、今度は中谷病院の前をちょっと開発されました。兎田に抜ける道も拡幅された。徐々には進んでおりますが、根本的な解決にはなっていない。

そういう意味で、市長、新家の皆さんはせっかく泉南に住んだが、非常に不便だという声がいっぱい多いんですよ。そこで、市長の考えとして将来に向けて、例えば都計道路をこのようにつくりたいとか、こういう計画があるんだとか、そういうものはないですか。

副議長（奥和田好吉君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 新家駅前の交通ふくそうについては、大変混雑しているというのは承知をいたしております。現実的な展開としては、前日の質問者にも事業部長が答えたかというふうに思いますが、市場岡田あるいは砂川檜井線で当面パイパス化を図るということが1点。それから、将来的には山手に入ってまいります広域基幹農道、これがずっと横断的に入ってまいりますから、それへの接続道路の整備というのが現実的に可能というふうに思います。

それから、御指摘の都市計画道路については、これは都市計画手法的に言いますと、ほとんどが調整区域でございます、新家の山手は。そこに都市計画道路を引くというのは、非常に困難でございます。都計から都計へというのが都計道路の原点でございますし、主に市街化区域を通るとというのが1つの原点でございますから、なかなか難しいと思います。

ただ、長期的に見た場合、我々の方も新家駅の山手に1つ幹線から幹線につながる道路が要ということで、先般の都市計画の将来の姿をお示しましたような中にも、その辺のことは入れております。ですが、実際には具体化するにつけては、いろんな問題をクリアしないといけない部分がございますから、多少時間がかかると思いますが、そういう考えは当然持っております。

副議長（奥和田好吉君） 角谷君。

19番（角谷英男君） やっぱり本来、あれだけの新家全体から考えたら、当然そういうものとインフラ整備が並行して開発をしておかなければ、私はいけなかったんじゃないかと思えます。そうでないと、来られた人が大変ですよ。ほんとそう思います。せっかく泉南に新しく移り住んで来られた皆さんに、いいまちだなど、孫子の代まで住まなければいけない、住みたいというまちをぜひつくっていただきたいと、そのように思います。

それと、水道なんですけど、これは新家まで本管を引く第7次水道計画というのがありましたですね。問題は、この地区内の話にまた戻りますけど、どうも聞きますと、本来、開発地域内は業者負担であるというふうに聞いておりました。これは事前にお話もしましたけどもね。ところが、今度は

行政主導でやっていくんだと、そう聞いております。改めてなぜなのか、お聞きしたいと思います。

副議長（奥和田好吉君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） お答えいたします。

本来の開発に伴う配水管の布設工事につきましては、開発業者において施工させる場合もございます。しかし、今回の場合、新家配水区としての位置づけにおいて、本市水道部としては配水池の築造を予定いたしております。その配水池から送水、配水を行いまして、開発区域を含みます新家区域全体への配水を行うものでございます。

よって、双方事前協議におきまして、送・配水管は配水との観点から本市水道部が工事を行うのが妥当であるといたしまして、開発地内の配水管の施設につきましては、開発業者が行うこととで合意に至ったところでございます。よろしく御理解のほどお願い申し上げます。

事前協議によりまして、今回の第7次拡張事業の関連ということで、本市が施行し、行うと。ただし、団地内の配水管につきましては、開発業者が実施するという御理解いただきたいと、こういうことでございます。

副議長（奥和田好吉君） 角谷君。

19番（角谷英男君） 部長の言うてことは非常に理解しにくい。要は、本管は泉南市がやるけども、各家に引っ張るのは業者にやっていただく、そういう意味でしょう。違うんですか。

副議長（奥和田好吉君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 配水管の築造工事ということで、その団地内を通じます上の方に配水池を予定いたしておるわけでございますけれども、配水池及び送・配水管につきましては、第7次拡張事業のメインの事業という位置づけで我々としては考えておりますので、それにつきましては、市の方が工事を直接行うということで御理解いただきたい。

ただ、団地内の配水管につきましては、業者が配管を行うということでございますので、その辺のメイン管の件につきましては、うちとして実施したいという方向は変わりません。

副議長（奥和田好吉君） 角谷君。

19番（角谷英男君） メイン管は泉南市がやる

ということですか。そう言われてるわけですね。要するに、図で見ますと13メートル道路がずうっと上に上がって行って、上に配水池と、こう書いてありますな。この配水池は、もともとは開発というか、新星和さんが持っておられた土地なんですか。それを泉南市が買い上げたわけですね、配水池として。そういうことですか。

副議長（奥和田好吉君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 現在まだ交換の手続きまでは至っておりませんが、当然配水池の場所ということになりますので……。

〔角谷英男君「配水池がありますね。この図で見ますと一番上の方にできておりますが、そこまで引っ張るわけでしょう、要は。それは5,000戸とか……」と呼ぶ〕

副議長（奥和田好吉君） 勝手にやりとりしないで。角谷君。

19番（角谷英男君） ですから、質問しましたのは、その配水池がありますね。あれはもともと新星和が持っていた土地なんですか。それを買い上げるんですか。もう買い上げたのか、買い上げてないのか、今後買い上げようとしているのかどうか、その辺を教えていただきたい。

副議長（奥和田好吉君） 佐野水道部長。

水道部長（佐野芳男君） 今のところ買い上げてございません。今後買い上げる予定でございます。

副議長（奥和田好吉君） 角谷君。

19番（角谷英男君） もともと新家には配水池があったんですね。今でもあるんですな。それではだめだからそっちへ持っていくと。じゃ、もともとの配水池はなくすわけですか。

副議長（奥和田好吉君） 答弁は簡単に。もう時間が来ておりますので。木岡水道課長。

水道部工務課長（木岡敏雄君） お答えいたします。

現在ある配水池につきましては、今回新設する配水池ができました折には、廃止するという方向でいっているということであります。

以上であります。

副議長（奥和田好吉君） 以上で角谷議員の質問を終結いたします。

3時40分まで休憩します。



午後3時11分 休憩

午後3時42分 再開

議長（藪野 勤君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番 北出寧啓君の質問を許可いたします。北出君。

21番（北出寧啓君） 東議員には憎しみを込めてオオタカさんと呼ばれておりますが、それでは一般質問に入りたいと思います。

私が昨年の9月議会、12月議会、ことしの3月議会を通じて、オオタカにかかわる自然生態系の調査と保全を訴え続けてからほぼ1年が経過したところで、一昨日ようやく農水省所管の特殊法人農用地整備公団が調査委員会を設置するとのプレス発表がありました。マスコミは今、報道に沸いていますが、私にしては長い道のりでした。

私が3月議会で基幹農道予定地と農業公園に生息するオオタカの保護を提起したことに対して、事業部長は、第1に、それぞれの事業主体が違うこと、第2に、事業主体の方に連絡したこと、そして、第3に、個別のオオタカに限っての生態系の調査をする必要があり、それぞれで調査をすると言明しております。私も環境保全団体の代表委員として、昨年9月から市当局との何度にも及ぶ協議に入り、確かに当局は私たちの意見の一部を受け入れました。夢想だにしなかった発破の使用の中止、オオタカの営巣木の直下の工事事務所の移転などです。

しかし、オオタカの生息領域の保全にかかわる調査については、当局は諸般の事情があるとはいえ、予算の支出を拒んできました。したがって、本年3月議会以降も、保全のための調査活動は全く行われてはいません。3月からオオタカの抱卵、ふ化、ひな、そして若鳥という形で、2つの営巣木では活発な成長が見られます。新聞やテレビも競い合って報道がなされていますが、私たちが保全をめぐって交渉を開始したのは昨年の9月議会の直後です。それから間もなく府・市も営巣木を確認し、基幹農道ではオオタカの飛翔も確認をしています。

確かに、3月議会での事業部長の発言に見られるように、花卉団地や基幹農道の事業主体は泉南

市ではありません。しかし、それらは泉南市域の公共事業であり、泉南市にも共同責任は免れません。ましてや花卉団地に隣接する農業公園は、泉南市の単独事業であり、発破をかけたのは泉南市であります。にもかかわらず、実際オオタカをめぐる生態系の調査と保全については、現在、公的にはまだ何も始まってはいないわけです。もう1年も経過しているのにです。

前回は指摘したように、鳥取県議会では、このレッドリスト絶滅危機危惧 類に属するオオタカの営巣木の周辺のアカマツ林20ヘクタールを保全することになったことに加えて、それから名古屋万博、岐阜県の徳山ダム工事などが中止あるいはそれに近い形で進む中、オオタカを初めとする生態系の保全の全国的な動きを見ても、本市の対策は余りにも遅きに失しています。言いかえれば、環境保全にかかわる無知と不明がこれらへの対応を遅くしたと言わざるを得ません。

皮肉ながら、環境保全施策は自然への深い認識と愛着がなければできないものではないということもわかっていただけたのではないのでしょうか。明快で迅速な政策決断には、幅広い学知が要求されるわけです。行政当局にはそれがなければ、専門家に聞けばいいわけです。私もいろんな専門家を紹介いたしました。にもかかわらず、まだ現在、公的な調査は行われてはおりません。今後の市当局としての責任ある単独の対策を求めます。

さて、オオタカをめぐる関連法については、当然猛禽類であるワシタカ目ワシタカ科のオオタカを絶滅のおそれのある種として明記した絶滅のおそれのある野生動植物の保存に関する法律、通常種の保存法を初め、今、国会に改正案を上程中のまだまだ生態系の保全や復元には至らない鳥獣保護及び狩猟に関する法律などがあり、間接的には野生動物の生息地、繁殖地を保護地区指定できる自然環境保全法、本市の一部も組み込まれた国立公園等の特別保護地区を指定できる自然公園法、近郊緑地特別保全地域の指定ができる近畿圏の保全区域の整備に関する法律、また森林法などがあります。

種の保存法をひもとくと、地方公共団体の責務としては、「その区域内の自然的社会的条件に応

じて、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。」とあります。また、34、35、36条には、土地所有者の保存への留意、環境庁長官の助言や指導、そして生息地や生育地の保護、つまり保護地区指定などが定められています。さらに、鳥獣保護法では、第8条の8に鳥獣保護区、さらには特別保護地区の設定、11条には鳥獣の捕獲禁止の場所の指定などがあります。この点にかんがみて、現状の市当局の無策は一体何なのか、お聞かせ願いたい。

また、環境評価法、別名環境アセスメント法は、今月12日に施行されましたが、この法の対象には、道路や河川、ダムや鉄道、公有水面の埋め立てや新住宅市街地開発事業、あるいは宅地の造成事業などが含まれ、それぞれ第一種事業、第二種事業に分類され、スクリーニングと言われる環境アセスやスコーピングと言われる意見書の提出などがそれぞれに義務づけられています。

ただ、この国の対象事業は100ヘクタールとかで規模が大きく、しかしその対象にならなかった場合でも、神戸市や兵庫県など地方自治体で見られるように、環境評価保護条例などが制定されており、国のアセス法を補完することができます。本市では、今後環境影響評価条例や環境保護条例などを策定する意欲があるかどうかをお聞きいたします。

続いて、ダイオキシン類について。

焼却場あるいは野焼き等で生成するダイオキシンに関する論議及び施策は、大体出そろってきました。しかし、対策そのものは、よく注意してみると、学問的粉飾をとりつつ、実は政治的であります。例えば、平成10年度のダイオキシン類長期大気暴露影響調査を見ると、ダイオキシン類つまりポリ塩化ジベンゾダイオキシン及びポリ塩化ジベンゾフランとコプラナーPCBの濃度は、暫定的なガイドライン値を下回っていたとの報告が出ています。このように日本における測定のおくれと基準値の低さは、目を覆うばかりです。

1996年に厚生省が決めたダイオキシン類の耐容1日摂取量は、第1に、遺伝毒性がない、第2に、がん増強作用はあるが、発がん性はないと

いう世界の常識とはかけ離れた前提に立って、10ピコグラムTEQ/キログラム/日と定められたわけです。しかも、そこにはコプラナーPCBは含まれてはいません。そして、現在イタリアは1ピコであり、米国環境保護局は0.01、カリフォルニア州などは0.007となっています。現在のWHOの基準値は、1ピコを割っています。

しかし、かつて各国を騒がせた80年代の初頭の各国の危機意識に裏打ちされた先進的な取り組みに引きかえ、当時の厚生省は、その基準値を100ピコとして世論操作を行い、事態を收拾しました。その後の20年間で日本人のダイオキシン摂取量は、世界に並ぶ国はありません。管直人厚生大臣を一躍有名にしたあのエイズビールス事件に匹敵します。エイズビールスは数百人が被害者でしたが、ダイオキシン類は1億数千万にも及んでいるのです。

私の住む地域では、かれこれ10人近くの人間が肺がんにかかり、半数は既に亡くなっています。もちろん原因は、ダイオキシン類を初めとした何百何千という化学物質の複合汚染が左右しているでしょう。男里川の近くに生まれ海を見ながら育ったので、私は汚染物質の怖さから、三十数年間この地の海岸でとれた貝類を口にすることはありません。しかし、ここ数十年に転入してきた人たちは、何も知らずに長期間近海の魚介類を食べ続けてきたわけです。

野焼きの灰が窓ガラスに降り積み、知らず知らずにダイオキシン類の大気を吸収してきました。今、40億円ほどの予算で焼却炉の交換とバグフィルターの設定が始まろうとしています。それすら世界の厳格な基準からすると甘いといえようがありません。つまり、これらの基準値、それに伴う施策展開は政治的なのです。

したがって、地方行政としては、人間や自然界の立場に立った深い配慮が改めて求められるわけです。私が、今回のオオタカ問題がそうであるように、マスコミがにぎわす以前から提言してきた野焼きがあった清掃工場周辺の土壌検査や、周辺住民や従業員の血液検査を一貫して求めてきたのはそこにあります。しかし、行政当局は、国や府が施策を出してくるまで、独自の原則に従った施

策展開は、まず残念ながら見られません。今後の行政担当者の姿勢を改めて問わしていただきます。

次に、教育予算について。

昨年度も地方財政白書を援用し、全国平均に比して本市の教育予算が余りにも低いということを申し上げました。今年度の予算は幾ばくかの増加が見られますが、学校の荒れが余りにも悲惨で残酷なまでになっているという状況をかんがみ、改めて問題点を浮き彫りにしたいと思います。

自治省発行の地方財政白書平成11年版を見ると、総予算に占める教育予算の支出は、平成4年から平成9年まで多少の起伏を伴いながらもほぼ19%から20%で推移しています。これに対して本市の教育予算は、同期間中、平成7年までは13%、それ以降は平成8年の9.6%を最悪値として、9年が11.3%、10年が12.1%と微増しています。にもかかわらず、この数値は全国平均とはほど遠いものがあります。本年度の予算規模で全国平均の割合で算出すると38億5,000万円となり、現行の26億500万円とは雲泥の差となっています。第1に、こうした予算措置を続けてきた市当局の考えをお聞かせいただきたい。

全国平均で考えると、老朽化した校舎の建てかえ、あるいは破壊しつつされている便所や教室、具体的にはトイレや雨漏りする天井や割れた窓ガラス、すぐに外れる扉などの補修費は、簡単に出てくるでしょう。また、これに引きかえ本市の民生費は突出しています。ちなみに、平成9年度の全国平均の支出割合を見ると13%ですが、本市では32.8%であり、この数値だけを見ると驚きます。基礎データの収集方法の違いが一定あるにせよ、この民生費と教育費の支出割合のアンバランスの説明も求めます。ちなみに、総務費、土木費、公債費等については、全国平均に近似的であります。

また、校舎補修については、既に各議員からさまざま提案がなされていますが、いま1つ、犯罪との関係において、泉南中学校の自転車置き場に関してその移転を提案させていただきます。もう数十年前から、自転車置き場は犯罪の温床になっております。空気を抜かれたりかぎを壊されたりは日常茶飯事であり、サドルを盗まれたり、パ

ンクをさせられたり、あるいは下校時に不良に囲まれて袋だたきにされかけた女生徒らもいるのです。先生が監視しようにも、定期的な巡回に過ぎず限度があります。このことが学校に対する生徒たちの不信の原因の1つにもなっています。学校はいつも支払い弁償で対応していますが、このような状況がいいわけではありません。市当局の判断を仰ぎます。

さて、現在、他校についての情報は余り収集できていないので、泉南中学校のみを取り上げたいと思います。現在、泉南中学校では、教員、管理職の奮闘にもかかわらず事態は一層悪化していません。新学期に入ってから、日常的な対教員暴力、生徒間暴力、器物破損、恐喝などに加えて、シンナーの吸引が一定の集団内で蔓延してきています。空き教室に10人、20人の生徒がたむろし、時に集団破壊行動に出ます。10人余りの生徒に壁まで破壊され荒廃した図書室は、これが学校かと私は一瞬我が目を疑いました。窓ガラスも無感動に割られます。深夜に25枚の窓ガラスがこっぴみじんになっていたこともありました。OBにチンピラがかかわって、縦系列にエスケープ生が徒党を組んでいるようでもあります。

こうした学校の危機とも言える事態に、もはや学校は確実に限界にきています。言いかえれば、学校はそもそも市民社会が織りなす刺しゅうの交点、1つの目にすぎないのに、いまだ隔離病舎然としてあることが問題なのです。

かつて、戦後作家の野間宏が「真空地帯」を書いて文壇に衝撃をもたらしましたが、私は彼の書いた軍の兵舎と現在の公立学校は、その閉鎖性、抑圧性、暴力性においてそっくりだと思うのです。つまり、兵舎内では、上官の二等兵らに対する恣意に発する理不尽な暴力は、すべて許されていました。この無法地帯を野間宏は真空地帯と名づけました。

先生が加害者に対し、教育者としてその人権を擁護し、罪を許し、人間として立ち直らせようとする行為そのものが、結果的には彼らの非行や犯罪の一切を許すことになり、他の生徒や女の先生らを恐怖のどん底に陥れつつ、学校では何でもできるという免罪符を彼らに与えてしまっているの

です。この臨界点は、もはや普通の生徒に耐えられるものではありません。

数日前も、ある母親から匿名の電話を受けました。娘がA君がいると恐ろしくて学校に行けないと言って、だんだん不登校になってきています。何とかしてほしいと。もちろんA君は、その子には暴力を振るってはいません。しかし、その少女はA君のすさまじい暴力を目にすることが何度かあったのでしょうか。彼女あるいは彼女らは、どうしようもない恐怖と圧迫におびえ切っているのです。それに類した電話は、ここ1カ月でも数本受けております。

そこで、第1に、このような暴力行為、威圧行為を決して許さないということを教育委員会に表明していただきたい。第2に、こうした大衆消費社会に出現したとめどない人間の欲望の表出と学校の荒廃から、新しい学校の秩序や規範の枠組みをつくっていくのは、家庭、地域、あるいは各公的機関との連携と共同の中でしかないということを経営委員会職員、中・小・園の職員、教員に徹底していただきたい。また、中教審に基づいた教育委員会の学校、地域、家庭の連携にかかわる関係及び施策をお聞かせ願いたい。

学校は教員、管理職、保護者、生徒が一体となって、泉南中学校が安全に学校生活ができ、楽しい学校に再生するために、不転校の決意で大きな取り組みを始めています。この再生は、厳密には再生ではなく、新しい、かつてなかった秩序と規範の創出です。つまり、学校、地域、家庭の三位一体となった新しい関係の構築に基づく秩序と規範なのです。

しかし、この取り組みの失敗は、より悲惨で残酷な結果を招来するでしょう。しかし、果敢に挑まなければ、心やさしい生徒が強られる悲惨で残酷な状況は、回復の見込みのないエボラ熱のように拡散し、被害を増幅させていくばかりです。

市民社会のあるゆる矛盾や葛藤を体現する学校の再生は、市民社会、市民全体の課題です。私はPTA会長としても、この場を借りて職員の方々、そして議員の方々の御協力を訴えたいと思います。どうか力をお貸しください。例えば、学力が乏しく無気力なエスケープ生に特定の部分の専門家で

ある職員が許可を得て話をするこも、1つの効果ある取り組みであるわけです。

さて、大衆消費社会にあって市民も生徒も欲望化する中で、学校が担う規範性とは一体どのようなものでしょうか。現在、個人的にも集団的にも大衆消費社会の生活を統御することができません。また、家族や地域から国家に至るまで、コミュニティの道徳的な規範は解体されています。瀕死の体で、しかし人間は生きなければなりません。現在の困難は、もはやナショナリズムやコミュニズムといった体系的価値観を強要することはできない歴史的段階で、個人の権利と寛容が称揚され、支配的になっています。アメリカではそれぞれ procedural republic、つまり手続的民主主義という言葉で語られています。日本の意味不明なリベラリズムではなく、アメリカの伝統的リベラリズムの考えは、グッドライフ、つまりよき生を追求するのではなく、寛容、公正な手続、人権などを尊重しようとするわけです。日本の国内法を見ても、環境評価法、行政手続法、あるいは情報公開法などは、こうしたリベラリズムの流れの中にあると言っても差し支えありません。リベラリズムは、善あるいは道徳体系よりも正義を優先します。

例えば、アメリカの自由主義の巨人ロールズは、世人は正義に基づいて不可侵の権利を有する、と語っています。そうすると、特定の価値体系ではないものが個人の尊厳に基づいて、公正・公平あるいは正義といったものが等価として規範性を構成するということになります。私の議論を踏まえて、教育委員会として公教育における規範性というものがいかなるものであるか、御説明いただきたいと思います。

最後に、簡単に交通、河川問題に触れさせていただきます。

再三、地域からも要請を受けていることだと思えますが、りんくうタウンの防災拠点横の樽井男里線から清掃事務組合の方向に清掃車が通過する道路整備について、現在の取り組み状況の説明を求めます。

また、大里川のヘドロのしゅんせつ作業が数年間とまり、ヘドロが水面上に大きく頭をもたげて

いますが、これをいつまで放置するのか、説明を求めます。

以上で壇上からの質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（藪野 勤君） ただいまの北出議員の質問に対し、理事者の答弁を求めます。向井市長。

市長（向井通彦君） オオタカ問題につきましては、元祖オオタカを取り上げていただいた議員かというふうに思っております。以前からいろんな情報もちょうだいをいたしております、感謝をいたしております。

近年の環境問題というのは、以前の公害問題中心から自然環境問題へと関心が高まり、また移行しているというふうに思っております。貴重な動植物の保護はもとより、種の多様性を保全するといった観点から、貴重な自然環境のみならず、里山などの身近な自然環境の保全について、その重要性が叫ばれるようになってきております。

このため、環境に大きな影響を及ぼすおそれのある大規模な事業につきましては、環境影響評価法並びに大阪府では大阪府環境影響評価条例に基づきまして、いわゆる環境アセスメントとして必要な調査検討を講じるということになっております。

また、環境アセスメント以外にも広く環境、生態系を保全していくという観点から、オオタカなどの猛禽類の保護に関する法令が制定されております。先ほど披瀝のありました絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律とか、鳥獣保護及び狩猟に関する法律といったようなものがございまして、また、多様な自然環境の保全といった観点からは、自然環境保全法、自然公園法といった法制度もございまして。

本市におきますオオタカの保護につきましては、基本的には今申し上げましたような関連諸法令が遵守されることにより、保護されていくべきものと考えております。

なお、市が実施をいたしております農業公園整備及び大阪府が施行しております農用地整備事業、農地開発事業及び農用地整備公団が進めております基幹農道の整備につきましては、事業の種類、規模並びに当該地域における法指定の状況から、

先ほど言いました関連法令については、直接対象となるものではございません。しかし、野生動植物や自然環境の保全に努めるという環境関連法の趣旨を踏まえまして対応すべきという点につきましては、北出議員お示しのとおりでございます。

市が事業主体として進めております農業公園並びに財団法人大阪府農とみどり環境の整備公社が事業主体となって進めております農地開発造成につきましては、これまでオオタカの繁殖に影響を及ぼさないような工事実施において配慮をまいりましたが、今後につきましては、前回から御答弁申し上げておりますように、今回はっきりとその営巣等が確認されましたので、大阪府とともにその調査についての取りまとめ、対応を今検討を一緒にしているところでございます。

一方の農用地整備公団につきましては、先般、行動、提起をいたしましたとおり、学識経験も踏まえた調査委員会を設置して、比較的長期的にこの実態調査並びに関連の調査を行うことといたしております。

御指摘ありました例えば環境保護条例あるいは泉南市のアセスメント条例の制定についてはどうかということですが、先ほど言いました法並びに大阪府の環境アセスメント条例とあわせて、市としてそれを補完することが妥当かどうかということも含めて検討を始めたいというふうに考えておりますので、御理解を賜りたいと存じます。

議長（藪野 勤君） 白谷市民生活部長。

市民生活部長（白谷 弘君） 北出議員のダイオキシン関連につきまして、私の方から御答弁申し上げます。

まず、議員御指摘の私どもの泉南清掃事務組合の焼却炉の改修でございますが、本焼却炉は稼働後約12年経過いたしております、現状の施設のまま操業を続けることは、運転方法の改善に努めたとしましても困難と言わざるを得ないような状況下になってきております。

そのような観点から、北出議員御指摘のとおり、今年より2カ年をかけまして、焼却炉燃焼改善工事とダイオキシンの再合成が発生しない排ガス温度で運転するバグフィルターに更新する大規模改

造でございます。これにつきましては、法律上のダイオキシン基準値が現状では5ナノグラムTEQ/ノルマル立米となっておりますが、新ガイドライン上でのダイオキシン基準値でございます1ナノグラムTEQ/ノルマル立米以下にすべく、現在改造にかかることになってございます。

そのような観点から、行政といたしましてもダイオキシン対策には十分注意を払い、今後運転につきましても万全を期していきたいと、このように工場の方から報告をいただいておりますので、よろしく御理解いただきますようお願い申し上げます。

議長（藪野 勤君） 細野総務部長。

総務部長（細野圭一君） 私の方から、学校教育予算の民生費と教育費の支出割合のアンバランスの関係についてお答えさせていただきます。

議員の御案内のとおり、自治体の財政につきましては、特には地域の特性、また歴史的経過を含めまして、各市の独特の性格を有する面も一面ございます。そういう中で、9年度決算で大阪府下の状況を見ますと、民生費の占める割合は28.7%で、府下32市中で第3位、教育費につきましては12.4%で、府下32市中18位という状況でございます。

こういう中で、確かに教育費の占める比率が低いという御指摘でございますけれども、これはここ数年間、投資的な事業がほとんどなく、維持補修が主であったためではないかと思っております。

また、その反面、民生費の占める割合が高く、アンバランスが生じているということでございますけれども、確かに予算総額で民生費の比率が高くなってございます。その内容につきましては、今後全体的に分析を行い、予算配分に生かしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） ここに答弁書がございますけれども、答弁書に入る前に、先ほどの建設的な中での御質問ということでお聞かせをいただきました。聞いている間に、私自身も心が痛んでおります。私自身は、昭和42年にある中学校の教師として赴任をいたしました。途中数

年、行政に出たこともあるんですけども、延べ25年間中学校の教師をしてまいりました。

いろんな子供との対応の中で、いかに子供のために対応すべきかということやってきたわけですけども、御指摘の学校におきましても、先生方は日夜一生懸命努力をしてくれております。例えば、子供たちのニーズに合わせた学級別校外学習、あるいは先陣を切った職場体験等々を企画し、やり遂げてくれております。しんどい状況の中にあっても、先生方は投げることなく頑張ってくれております。

こういう本議会の中で、先ほどのような中身が出ているということを現場が知ればどうなんだろうなという思いがあるわけですけども、建設的に何とかしたいということでの御質問でございますので、ひとつ皆様方もぜひ積極的に取り組む内容につきましても、御協力をお願いをしたいなというふうに思います。

ちょっと興奮しておりますので、先に施設の方をやっていただきまして、後でこれを読まさせていただきます。

議長（藪野 勤君） 金田教育総務部長。

教育総務部長（金田峯一君） 私の方からは、泉南中学校の自転車置き場の移転の問題について御答弁申し上げます。

厳しい財政状況の中ではありますが、学校施設の整備充実に努めるとともに、生徒の生活の場としてふさわしい安全でゆとりと潤いのある教育環境づくりを推進すべく、施設の質的整備の改善に努めてまいっておりますが、御質問の自転車置き場の移転に関しましては、学校現場とも十分相談をして、前向きに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（藪野 勤君） 西坂教育指導部長。

教育指導部長（西坂恭明君） どうも申しわけございません。中学校の荒れの取り組みについて、御答弁を申し上げたいと思います。

まず、荒れに対する現状認識でございますが、以前から議員御指摘のとおり、経済的、社会的な要因によって子供たちが変容し、その子供たちに対して、学校を初めとする大人社会が模範とすべ

きモデルを提示できずに混乱を生じているのが現状ではないかと認識いたしております。

現在、教育委員会といたしましては、2002年に向けての国の教育改革、大阪府の教育改革の流れを受け、みずから学び、みずから考える力を育てる教育を充実させ、社会の一員としての自覚と規範意識を身につけさせ、他者を思いやる豊かな人間性をはぐくめるよう支援していくことが課題であると考えております。

このような課題に対しましては、短期的には現在各中学校で取り組んでおります保護者や地域との連携の中で、次のような点をポイントに支援していきたいと考えております。

問題行動を見逃さない姿勢を教職員だけでなく、家庭保護者にも啓発をしていく。学校と保護者や地域社会及び関係諸機関との連携、交流の活性化を行う。生徒会活動や外部指導者の招聘も得る中でクラブ活動の活性化を支援する。スクールカウンセラーが子供だけでなく、教職員、保護者へも支援を行う。

このような取り組みによって、学校の規律を再構築していくとともに、中長期的には教育現場の中でカウンセリングの精神を取り入れ、教師が日常の学校生活のいろいろな場面で活用し、子供たちに社会性を身につけさせていくことを進めていきたいと考えております。

また、公教育における規範性ということでございますが、社会における規範性も教育現場における規範性も同等であると考えております。ただ、社会における価値観も多様化し、それに伴って社会全体における規範意識も薄れていることも事実あります。

そのような中で、公教育は保護者の多様な価値観や子供の個性を尊重しつつ、教育活動を展開しています。従前、生徒の規範意識の基準となるものとして、生徒心得ないしは学校規則、生徒規則として細部にわたるまで守るべき事項を決められていました。しかし、これは余りに管理的であり画一的であり過ぎるという批判のもと、昭和63年より文部省の指導により校則の見直しが図られ、絶対守るべきもの、努力目標とすべきもの、児童・生徒の自主性に任せるべきものに分けるなど、

互いに楽しく気持ちよい学校生活を送れることを基準に児童・生徒の自主性を尊重するという側面を取り入れてきています。この流れの中で、絶対守るべきものまで時としてあいまいになりがちになっているのが現状ではないかととらえています。

社会の中に法ありと言われるように、集団生活を営み、自立していくためには、何らかのルールが必要であるという原点に戻り、社会で許されないことは学校でも許されないということを基準として、規範意識の確立に取り組みたく考えております。その際、幼稚園、小学校、中学校が連携を保ちつつ、系統的、計画性のある心の教育に取り組むこと、また保護者、地域、関係機関との連携、協力をも図るということをも重視したいと考えております。よろしく御理解いただきますようお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 最後の御質問でございましたが、りんくうタウンの南地域の部分と男里浜の地域との接点の交通の状況について整備をするようにという御質問でございましたが、お答えをさせていただきたいと思っております。

市道の樽井男里線と側道との合流、また府道に合流する側道と樽井中央海岸線の支線を経て府道に合流する付近、この部分が特に車両が錯綜しているということは、承知をしているところでございます。

この現状を打破するには、りんくうタウン内の地区道路等がすべて整備されるまでの間の暫定的な対策といたしまして、りんくうタウン内の周回道路を延伸いたしまして、市道の浜男里御幸線に接続することが効果的な手法であると以前から考えられておりました。泉南市といたしましても、内陸部とりんくうタウンの間にある仮排水路の埋め立ての早期問題解決、また当該路線の事業促進、これらを大阪府の関係機関に対して強く要望しておるところでございまして、今後とも引き続いて大阪府に対して要望を加えていきたいというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 竹中下水道部長。

下水道部長（竹中寿和君） お答えいたします。

大里川のしゅんせつについて、御指摘のとおり、

大里川下流部付近においては、土砂が堆積して島のようになっているところや、自転車等大型ごみが見受けられます。環境上も、また治水安全上も懸念されますので、これらの撤去の準備をいたしておりますので、よろしく御理解のほどお願いいたします。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） オオタカの問題で簡単に整理させていただきたいと思いますが、基幹農道及びかろがも計画の分はいいとしまして、農業公園の方ですね。これ、単独予算を生態系周辺の調査あるいは保全のために支出できるのかどうか、まずその点をお聞かせ願いたい。新聞でしか確認できておりませんので、今改めてお聞かせをいただきたいんですけども。

それとか、もう1点、市長発言ということで、繁殖には配慮というふうに記載しておりまして、例えば配慮というのが、部長も3月議会で配慮、市長も配慮と言っていたんですけども、それが施策とつながってこなかった。今回も配慮というのは一体何なのかということで、配慮という場合に、例えばどういう法——今、私、いろんな法案を述べさせていただきましたが、実際運用面ではかなり困難だということが現状ではあることも確認をしております。ただ、そういうふうに日本語というか、一応インタビューで発言される場合に、例えば法的な裏づけみたいなのがやっぱり一定要求されるのではないかと。そういう段階に来てるのじゃないかと思っておりますので、もしよければ、その辺がどのような法の背景をもって発言されているのかということをお示ししていただければ幸いです。

議長（藪野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 農業公園の整備につきましては、泉南市が事業主体でございまして、実施をしておるわけでございます。事業も相当進んでおりまして、今後かろがも計画とあわせて一体となつたいわゆる事業展開をしていくということでございます。

その中で、オオタカの営巣が確認をされたということでございますので、配慮をしたということでございます。具体的な配慮につきましては、市

長が申し述べましたとおり、工事現場の移設とか工事工法の変更とか、また工事期間の一時停止とか、そういうものを含んでおるわけでございまして、まず調査をしてからそういう配慮をすべきであるという御意見もございしますが、現に営巣の確認されている場所については、既にそう漠然としたものではございませんので、さらに生態の調査をしてまで事業の影響があるかどうかという部分についての判断は、これからであるというふうに思っております。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） それじゃ、こちらから申し上げますが、例えば繁殖といった場合に、種の保存法の8条の8というのが適用されておりました、もちろんそのほかの法が関係してくるわけですけれども、その辺はお考えにはなかったかもわからないですけども、そういうことになれば、非常に法体系としてかなりのところまでやらなきゃならないという構造もありまして、その辺をどうされるのかなというふうに受けとめております。

それで、私ももうオオタカ、オオタカといささか食傷してまいりましたが、本来オオタカに象徴されるものが、泉南に残された広大な自然の生態系であるというふうなことをやっぱりまず確認していただきたいなと。そのために、たまたまオオタカが発見されて、オオタカの生態の調査云々を行うということで、今関係団体、公共機関が動いてきてるわけですから、それをいい意味で出発点にして、今回まだ全く支出が行われておりませんが、生態系の調査費用が150万円もございまして、それは市長がお答えいただいたように、ことはどういう方向をするかということに旧来の資料の収集、総括、整理ということだと思いますけれども、それにオオタカの自然調査——支出はしないけれども、職員はかかわっていくということでありますので、その辺を重ね合わせて、全体の泉南の生態系の調査に立ち入っていただきたいというふうに思います。お願い申し上げます。

それで、関係法案を若干指摘させていただくというふうに事前に通告させていただいておりますので、簡単にどなたかお答えいただきたいんですけども、今回環境アセス法



案が通過いたしましたけれども、この法案は既成のどの法を根拠にして制定されたのか、できたらお答えください。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） それじゃ、結構です。なぜ私がこういう質問をさせていただいたかといいますと、今泉南市の部署を見てましても、何年か前の質問で、生態保存の部門をどうするかということで、農林課にするのか、当時環境衛生課にするのかという話がございます、環境衛生課ということになっておりますけれども、あくまでこの環境衛生課というのは、旧来の鳥獣保護法と同じような観点で、都市計画とかそういう枠で、もろもろの公害とか出てきた場合の対応が主になっておりまして、新しい21世紀を展望する生態系云々という保全ということになかなかかわりにくいということがございます。

実際、そしたら農林課かということ、枠組みとしてはそうではないだろうという非常に困難な状況に置かれておりまして、泉南市といたしましても、そういう生態系を包括的に考えていくような原課及び職員がないということが現状なんで、あえて先ほどのような質問をさせていただいたんですけれども、今後市長、そういう部門をもうちょっと21世紀を展望して、できるだけ泉南の生態系保全のための部署なり職員を任用していただきたいと、これももうお願いにかえさしていただきます。少しお言葉があればいただきたいんですけれども。

議長（藪野 勤君） 向井市長。

市長（向井通彦君） 一般的な環境問題というのは環境整備課になっておりますし、自然環境といえますか自然保護ということについては、農林水産という形にはなっておりますが、今やそういういろんな起こっている事象とか現象というのは、なかなかそう単純に割り切れない部分がございます。

ですから、今後はそういう、学問で言いますと学際もなくなってきてるわけでありまして、職場においてもそれらにいかに対応していくかというのは、やっぱり時代、時代に即応した対応をしなければいけないというふうに考えておりますの

で、御指摘していただいた点も十分参考にして、ことし一応全体的な組織機構の見直しということも掲げておりますので、その中で十分配慮、検討をしていきたいというふうに思います。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） それでは、教育問題に移らせていただきます。先ほどの回答は、環境基本法第20条をお読みください。

それでは、難しい問題、私が提起させていただいて、教育委員会も答弁いただいたんですけれども、だれしも未知の世界の問題であるという意味で、困難を極めているというのが現状でございます、できるだけ議員、職員一体となって、泉南市の学校問題のよりよき学校づくりに励んでいけたらと思っております。

教育長、先ほどのいろいろ提言させていただきましたけれども、新任の教育長として、今後どのように今申し上げたようなことに関連して、どういうふうに対処していただくか、一言お述べいただいたら幸いです。

議長（藪野 勤君） 亀田教育長。

教育長（亀田章道君） 今、北出議員のお尋ねの件につきましてお答えいたします。

先ほど部長の方からもお答えいたしましたけれども、かけがえのない子供たちの命を守るために、人権を侵害する行為は絶対に許せない、こういう強い認識に立ちまして、ベースには教育的配慮というものを持ちつつ、教育委員会といたしましては、毅然たる指導を行うよう各学校に指導してまいりたいと考えております。特に、暴力行為あるいはそういうことに関しましては、今申し上げましたように毅然たる指導を行ってまいりたいと、このように考えております。どうぞよろしく御理解いただきたいと思っております。

議長（藪野 勤君） 北出君。

21番（北出寧啓君） あと何分ございますか。

議長（藪野 勤君） 3分。

21番（北出寧啓君） それでは、賛成、反対云々ではなく、今市債の発行高をかんがみて、ここ数年で農業公園の事業に伴って市債の発行をどのような形で進めていられるのか。まだ未買収地も7億円ほど残っているように推測をしております

けれども、あと基幹農道の泉南市の、もし仮に工事になった場合の市債発行高はいかほどになるのか、お示し願いたいと思います。

議長（薮野 勤君） 山内事業部長。

事業部長（山内 洋君） 農業公園の用地の件でございますが、先行取得しております部分、これについてはもう100%先行取得しております、買戻しの部分は、今年度も行いましたが、徐々にやっていくということでございまして、若干残っておりますでございます。

それと、基幹農道の関係の泉南市の負担という部分でございますけれども、農道部分につきましては、6分の1の泉南市の負担ということでございまして、事業費から考えますと約7億円程度ということでございます。

議長（薮野 勤君） 以上で北出議員の質問を結びたいと思います。

お諮りいたします。本日の日程は全部終了いたしておりませんが、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る28日午前10時から本会議を継続開議いたしたいと思っております。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（薮野 勤君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめ延会とし、来る28日午前10時から本会議を継続開議することに決しました。

本日は、これをもって延会といたします。御苦労さんでした。

午後4時42分 延会

（了）

署 名 議 員

大阪府泉南市議会議長 薮 野 勤

大阪府泉南市議会議員 市 道 浩 高

大阪府泉南市議会議員 大 森 和 夫